

## 3-2 社会的状況

### 3-2-1 人口及び産業の状況

#### 1. 人口の状況

本市の人口、世帯数等の推移は、表 3-2.1 に示すとおりである。

本市の人口は平成 28 年から令和 2 年の間で減少しているが、世帯数は微増傾向にある。

対象事業実施区域周辺の町は図 3-2.1 に、対象事業実施区域周辺の町の人口、世帯数等は表 3-2.2 に示すとおりである。人口及び世帯数が多いのは上川町、豊原町、虹が丘町である。また、南虹が丘町は年少人口が多く老年人口が少ない。

表 3-2.1 人口及び世帯数の推移（松阪市全体）

年	項目	総数			
		人口	男	女	世帯数
		人	人	人	世帯
平成 28 年		167,047	80,506	86,541	72,286
平成 29 年		165,918	79,938	85,980	72,596
平成 30 年		165,040	79,595	85,445	73,117
平成 31 年 (令和元年度)		164,089	79,201	84,888	73,535
令和 2 年		162,867	78,527	84,340	73,923

注 統計値は各年 4 月 1 日現在

出典：「人口と世帯数（住民基本台帳）平成 28 年分～令和 2 年分」（松阪市ホームページ）

表 3-2.2 対象事業実施区域周辺の町の人口及び世帯数等

町名		人口計	世帯数	年齢3区分別人口			年齢3区分別割合		
				年少	生産年齢	老年	年少	生産年齢	老年
				0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
		人	世帯	人	人	人	%	%	%
上川町	男	1,150	1,190	182	714	254	15.8	62.1	22.1
	女	1,316		156	796	364	11.9	60.5	27.7
	計	2,466		338	1,510	618	13.7	61.2	25.1
山添町	男	117	85	14	64	39	12.0	54.7	33.3
	女	119		18	57	44	15.1	47.9	37.0
	計	236		32	121	83	13.6	51.3	35.2
虹が丘町	男	791	689	62	511	218	7.8	64.6	27.6
	女	832		60	562	210	7.2	67.5	25.2
	計	1,623		122	1,073	428	7.5	66.1	26.4
南虹が丘町	男	472	308	84	359	29	17.8	76.1	6.1
	女	440		77	331	32	17.5	75.2	7.3
	計	912		161	690	61	17.7	75.7	6.7
下蛸路町	男	86	90	9	38	39	10.5	44.2	45.3
	女	108		8	53	47	7.4	49.1	43.5
	計	194		17	91	86	8.8	46.9	44.3
安楽町	男	31	33	3	16	12	9.7	51.6	38.7
	女	36		3	17	16	8.3	47.2	44.4
	計	67		6	33	28	9.0	49.3	41.8
山下町	男	45	40	4	24	17	8.9	53.3	37.8
	女	40		2	18	20	5.0	45.0	50.0
	計	85		6	42	37	7.1	49.4	43.5
豊原町	男	1,082	929	138	616	328	12.8	56.9	30.3
	女	1,141		129	618	394	11.3	54.2	34.5
	計	2,223		267	1,234	722	12.0	55.5	32.5

注 令和2年4月1日現在

出典：「町別人口（住民基本台帳）令和2年分」（松阪市ホームページ）

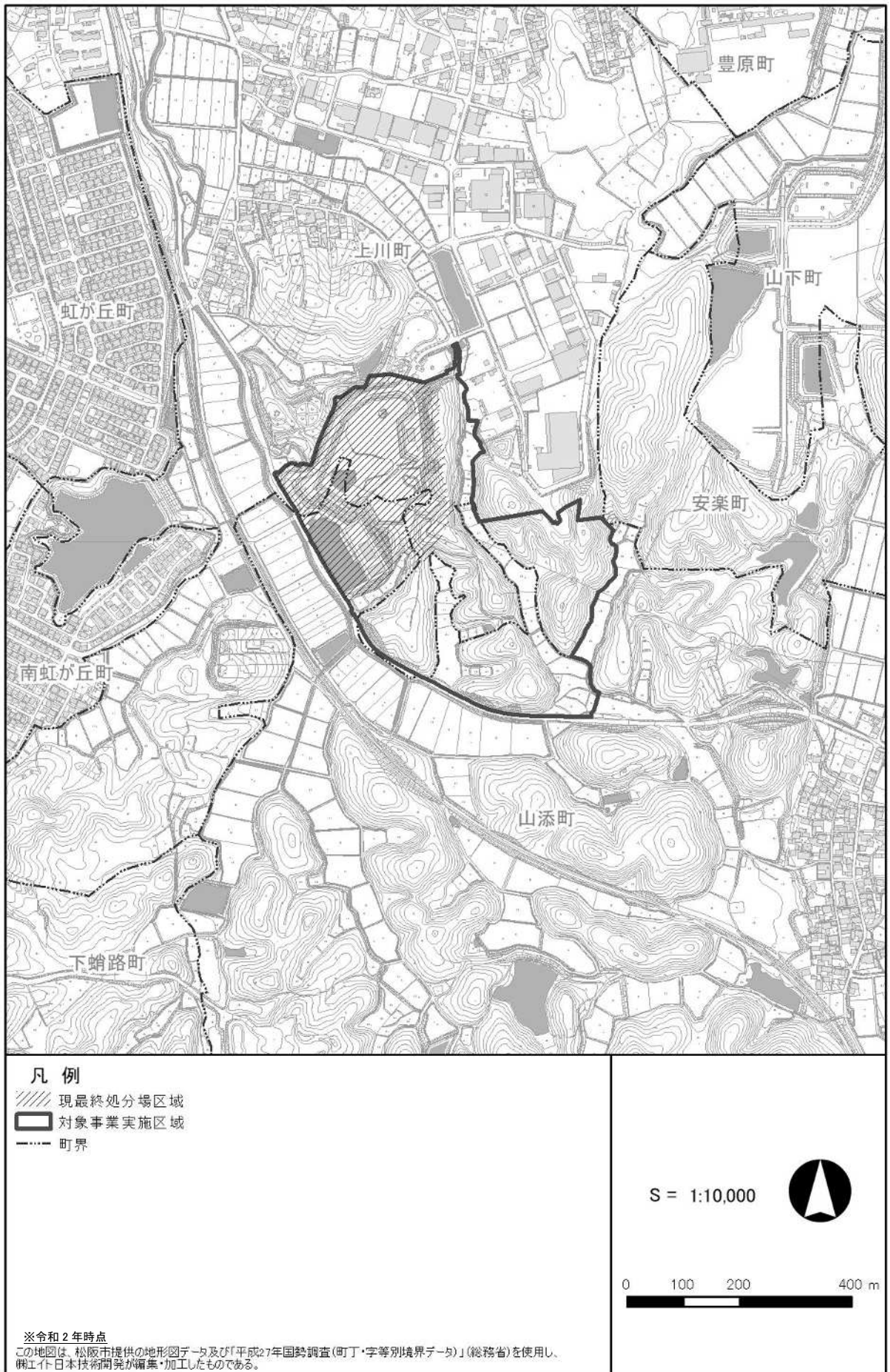


図 3-2.1 対象事業実施区域周辺の町位置図

## 2. 産業の状況

本市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3-2.3 に示すとおりである。

本市では、平成 28 年度における事業所数は 7,804 事業所、従業者数は 69,711 人となっている。

平成 28 年における産業大分類別の事業所数は、「卸売業, 小売業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「建設業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」の順に多く、この 4 産業で全体の 50%以上を占めた。また、平成 26 年から平成 28 年の間に事業所数が増加した産業はなかった。

平成 28 年における産業大分類別の従業者数は、「製造業」、「卸売業, 小売業」、「医療, 福祉」の順に多く、この 3 産業で全体の 50%以上を占めた。また、平成 26 年から平成 28 年の間に「農業, 林業, 漁業」、「鉱業, 採石業, 砂利採取業」、「情報通信業」、「運輸業, 郵便業」、「卸売業, 小売業」では従業者数が増加し、その他の産業で減少している。

表 3-2.3 産業の状況

産業大分類	事業所				従業者数			
	平成 26 年	平成 28 年	増減率	構成比	平成 26 年	平成 28 年	増減率	構成比*
	事業所数	事業所数	%	%	人	人	%	%
全産業(公務を除く)	8,370	7,804	-6.8	100.00	75,636	69,711	-7.8	100.000
農業, 林業, 漁業	72	71	-1.4	0.91	664	730	9.9	1.047
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2	1	-50.0	0.01	16	17	6.3	0.024
建設業	850	794	-6.6	10.17	4,464	4,292	-3.9	6.157
製造業	698	645	-7.6	8.26	15,591	14,334	-8.1	20.562
電気・ガス・熱供給・水道業	16	11	-31.3	0.14	352	283	-19.6	0.406
情報通信業	38	32	-15.8	0.41	523	549	5.0	0.788
運輸業, 郵便業	191	184	-3.7	2.36	3,796	4,061	7.0	5.825
卸売業, 小売業	1,865	1,819	-2.5	23.31	13,634	13,700	0.5	19.653
金融業, 保険業	120	112	-6.7	1.44	2,248	2,035	-9.5	2.919
不動産業, 物品賃貸業	607	564	-7.1	7.23	1,694	1,514	-10.6	2.172
学術研究, 専門・技術サービス業	324	296	-8.6	3.79	1,939	1,541	-20.5	2.211
宿泊業, 飲食サービス業	1,027	992	-3.4	12.71	7,346	6,846	-6.8	9.821
生活関連サービス業, 娯楽業	761	709	-6.8	9.09	3,475	2,946	-15.2	4.226
教育, 学習支援業	397	279	-29.7	3.58	3,005	1,331	-55.7	1.909
医療, 福祉	629	588	-6.5	7.53	11,381	11,012	-3.2	15.797
複合サービス事業	72	66	-8.3	0.85	989	657	-33.6	0.942
サービス業(他に分類されないもの)	701	641	-8.6	8.21	4,519	3,863	-14.5	5.541

※ 従業者数の構成比については、合計算出の都合上小数点以下 3 桁まで記載している。

出典：「平成 30 年度松阪市統計要覧」(松阪市ホームページ)

## 3-2-2 土地利用の状況

### 1. 土地利用の状況

本市の地目別土地面積は表 3-2.4 に、対象事業実施区域周辺の土地利用現況図は図 3-2.2(1)(2) に示すとおりである。

本市では、その他を除くと最も多い順に山林の 29.463%、田の 10.469%、宅地の 4.970%となっている。

対象事業実施区域周辺の土地利用は、その他を除くと主に森林、田、建物用地となっている。対象事業実施区域は、現最終処分場の区域を除くと農地、山林、原野となっている。

表 3-2.4 地目別土地面積

項目 \ 地目	田	畑	宅地	池沼	山林
面積 (1,000m <sup>2</sup> )	65,283.145	19,094.418	30,992,215	547.529	183,722.642
構成比 (%)	10.469	3.062	4.970	0.088	29.463
項目 \ 地目	牧場	原野	雑種地	その他	計
面積 (1,000m <sup>2</sup> )	23.621	1,730.139	10,499.591	311,686.700	623,580.00
構成比 (%)	0.004	0.277	1.684	49.983	100.000

注 平成 30 年 1 月 1 日現在

出典：「平成 30 年度松阪市統計要覧」（松阪市ホームページ）

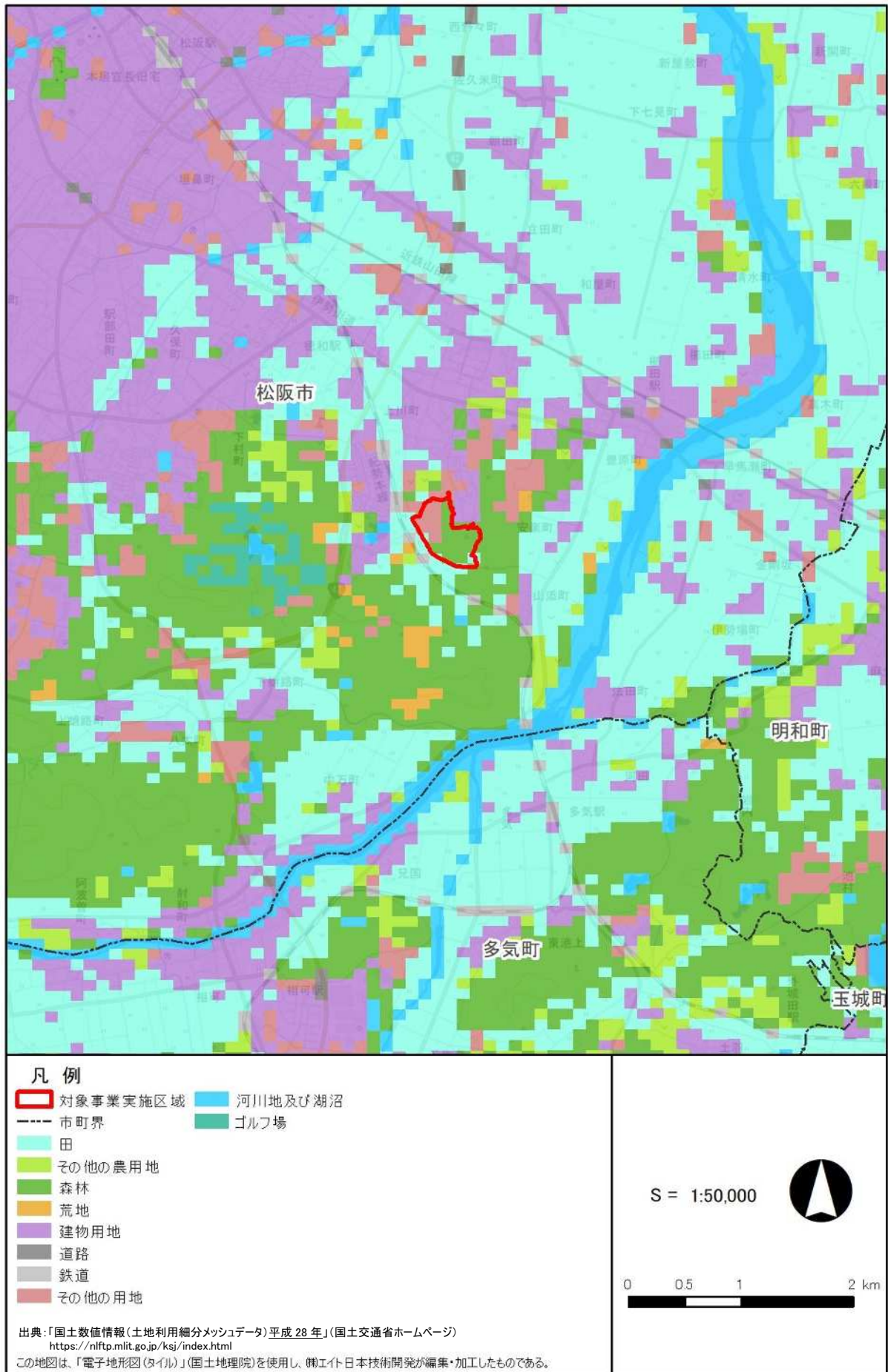


図 3-2.2(1) 土地利用現況図(広域)

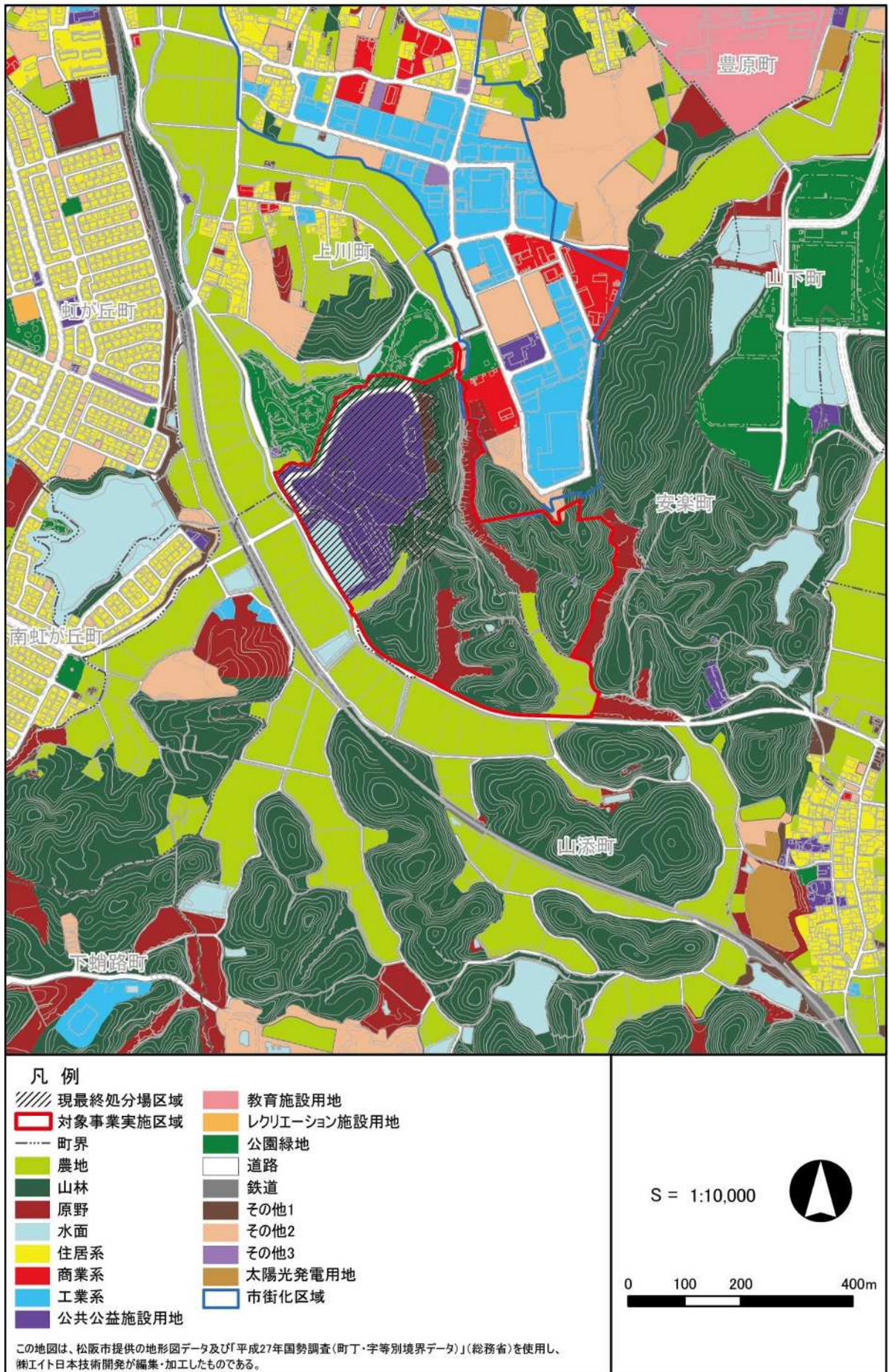


図 3-2.2(2) 土地利用現況図(詳細)

## 2. 開発計画の状況

対象事業実施区域東側に存在する松阪市総合運動公園において、公園開発計画が行われており、令和3年度の完成を目指して整備が進められている。

令和2年12月現在園路整備工事が行われており、令和3年12月まで行われる予定である。

現時点での公園開発計画位置を図3-2.3に示す。



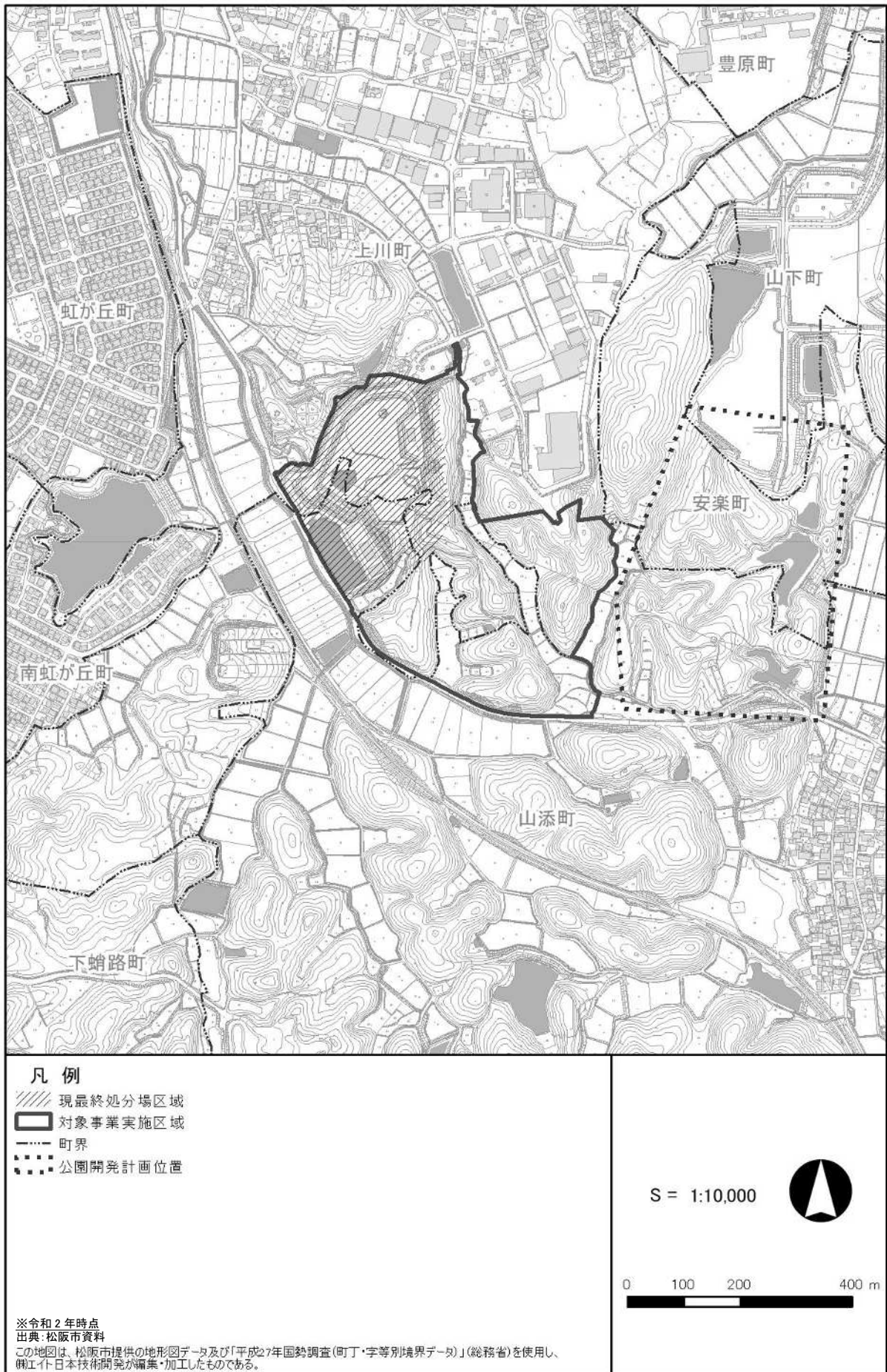


図 3-2.3 公園開発計画位置図

### 3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川の利用の状況

対象事業実施区域の放流先河川である真盛川（金剛川水系）の水権利の設定状況を表 3-2.5 に示す。なお、金剛川では、真盛川との合流地点より下流において、水権利の設定はない。

真盛川の対象事業実施区域周辺区間では、金剛川との合流直前に灌漑用の大井井堰が存在するほか、水門が4地点存在しており、いずれも利水が行われている。井堰及び水門の位置は図 3-2.4 に示すとおりである。

なお、真盛川及び金剛川に内水面漁業権及び保護水面は設定されていない。

表 3-2.5 真盛川の水権利

区分	河川名	井堰名	使用目的	取水量	受益面積	灌漑時期
許可水利権	真盛川	大井井堰	灌漑	0.172m <sup>3</sup> /s	52ha	4/10～9/20

出典：「二級河川金剛川水系河川整備計画」平成 29 年 10 月（三重県）

#### 2. 地下水の利用の状況

対象事業実施区域周辺の井戸（災害時協力井戸）を図 3-2.5 に示す。

対象事業実施区域に最も近い井戸は、対象事業実施区域北西 700m に位置する。また、対象事業実施区域の北側～北西側及び南西側に複数の井戸がある。

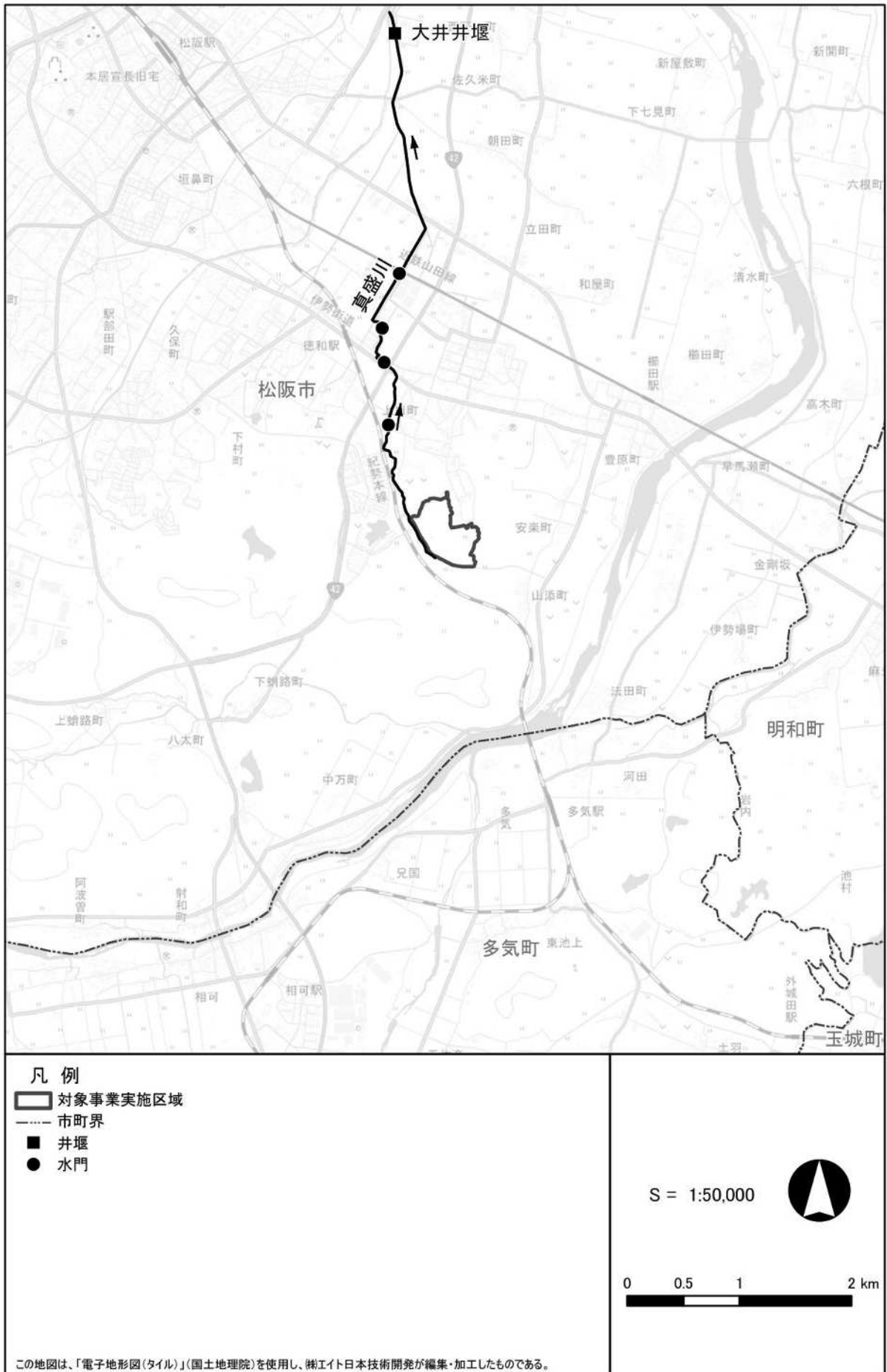


図 3-2.4 利水の位置

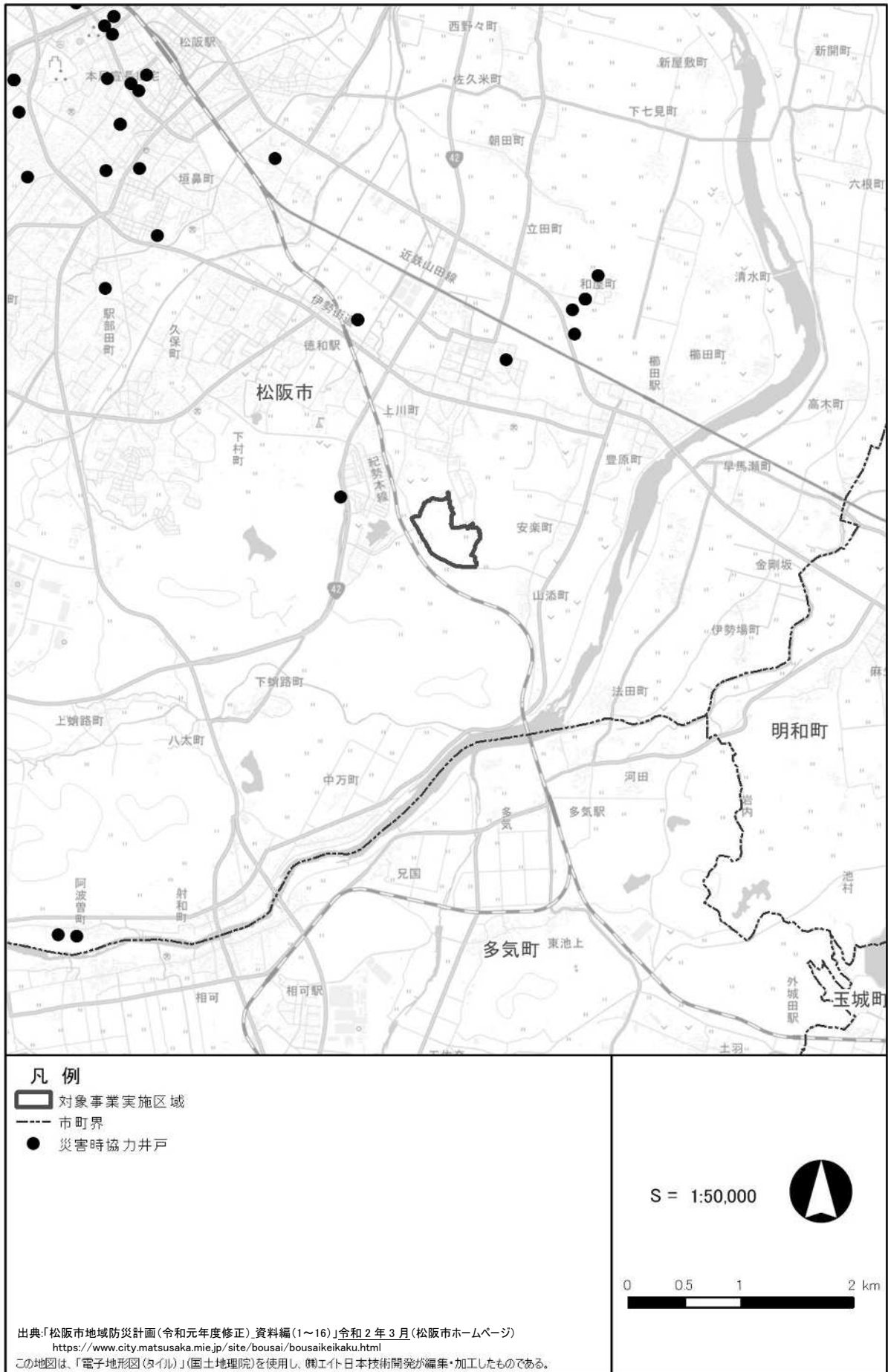


図 3-2.5 災害時協力井戸位置図

### 3-2-4 交通の状況

#### 1. 主要道路及び交通量の状況

対象事業実施区域周辺の主要な道路の状況は、図 3-2.6 に示すとおりである。また、平成 27 年度における平日の交通量調査結果は表 3-2.6(1) (2)に、調査地点は図 3.2-7 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の西側に国道 42 号が走っている。平成 27 年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である国道 42 号（松阪市虹が丘町）では、12 時間交通量は 6,130 台、大型車混入率は 12.3%となっている。

その他対象事業実施区域周辺には、県道松阪環状線、県道御麻生菌豊原線などが走っている。

表 3-2.6(1) 交通量調査結果

番号	路線名	観測地点名	観測区間 起点～終点	昼間 12 時間 自動車類交通量 交通量上下合計			24 時間 自動車類交通量 交通量上下合計			昼間 12 時間 大型車 混入率 %
				小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
				台	台	台	台	台	台	
1	国道 42 号	松阪市八太町	六軒鎌田線 ～多気八太線	14,604	1,233	15,837	19,391	1,587	20,978	7.8
2	国道 42 号	多気町仁田	多気八太線 ～多気八太線	6,421	1,142	7,563	8,577	1,471	10,048	15.1
3	国道 42 号	松阪市朝田町	一般国道 23 号 ～松阪第 2 環状線	7,201	1,534	8,735	9,590	1,925	11,515	17.6
4	国道 42 号	松阪市 虹が丘町	松阪第 2 環状線 ～松阪第 2 環状線	5,373	757	6,130	6,680	803	7,483	12.3
5	国道 166 号	松阪市立野町	松阪嬉野線 ～一般国道 42 号	8,847	675	9,522	10,833	803	11,636	7.1
6	松阪 停車場線	松阪市日野町	松阪市日野町 <sup>注</sup> ～伊勢松阪線	5,118	364	5,482	6,315	647	6,962	6.6
7	松阪久居線	松阪市本町	一般国道 42 号 ～伊勢松阪線	4,809	204	5,013	5,903	464	6,367	4.1
8	松阪久居線	松阪市 嬉野黒瀬町	伊勢松阪線 ～松阪第 2 環状線	8,895	388	9,283	11,024	858	11,882	4.2
9	鳥羽松阪線	多気郡明和町 金剛坂	田丸停車場斉明線 ～伊勢小俣松阪線	15,344	1,382	16,726	21,230	1,756	22,986	8.3
10	鳥羽松阪線	松阪市豊原町	伊勢小俣松阪線 ～一般国道 42 号	12,707	1,595	14,302	17,006	2,731	19,737	11.2
11	鳥羽松阪線	松阪市大津町	一般国道 42 号 ～一般国道 42 号	12,794	1,158	13,952	16,924	2,190	19,114	8.3
12	松阪 第 2 環状線	松阪市上川町	一般国道 23 号 ～一般国道 42 号	6,834	667	7,501	8,622	1,054	9,676	8.9
13	松阪 第 2 環状線	松阪市 上蛸路町	一般国道 42 号 ～小片野駅部田線	3,040	656	3,696	3,848	846	4,694	17.7
14	伊勢松阪線	松阪市 佐久米町	明和町・松阪市境 ～松阪久居線	1,808	5	1,813	2,153	59	2,212	0.3
15	松阪度会線	松阪市横地町	鳥羽松阪線 ～勢和兄国松阪線	2,077	57	2,134	2,514	132	2,646	2.7
16	松阪度会線	多気郡 多気町笠木	勢和兄国松阪線 ～伊勢多気線	937	65	1,002	1,100	102	1,202	6.5
17	松阪嬉野線	松阪市久保町	松阪環状線 ～一般国道 166 号	11,654	527	12,181	15,120	1,324	16,444	4.3
18	多気八太線	松阪市射和町	一般国道 42 号 ～一般国道 42 号	3,319	46	3,365	4,049	225	4,274	1.4

表 3-2.6(2) 交通量調査結果

番号	路線名	観測地点名	観測区間 起点～終点	昼間 12 時間 自動車類交通量 交通量上下合計			24 時間 自動車類交通量 交通量上下合計			昼間 12 時間 大型車 混入率 %
				小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
				台	台	台	台	台	台	
19	勢和兄国 松阪線	多気郡 多気町牧	茅原丹生線 ～多気八太線	625	37	662	711	97	808	5.6
20	勢和兄国 松阪線	多気郡 多気町兄国	多気八太線 ～伊勢小俣松阪線	2,458	57	2,515	2,995	174	3,169	2.3
21	勢和兄国 松阪線	多気郡 多気町四疋田	多気郡多気町四疋田 <sup>註</sup> ～多気八太線	3,310	91	3,401	4,032	253	4,285	2.7
22	伊勢古俣 松阪線	多気郡 明和町斎宮	多気停車場斎明線 ～勢和兄国松阪線	2,411	47	2,458	2,913	135	3,048	1.9
23	多気停車場 斎明線	多気郡 明和町上村	松阪度会線 ～伊勢小俣松阪線	3,070	243	3,313	3,513	363	3,876	7.3
24	小片野 駅部田線	松阪市山室町	松阪第 2 環状線 ～一般国道 42 号	726	21	747	841	55	896	2.8
25	御麻生菰 豊原線	松阪市庄町	小片野駅部田線 ～多気八太線	3,691	319	4,010	4,550	503	5,053	8
26	御麻生菰 豊原線	松阪市豊原町	多気八太線 ～鳥羽松阪線	3,469	683	4,152	4,355	877	5,232	16.4
27	大淀東黒部 松阪線	松阪市 西黒部町	一般国道 23 号 ～伊勢松阪線	2,878	82	2,960	3,512	218	3,730	2.8
28	東黒部 早馬瀬線	松阪市魚見町	一般国道 23 号 ～鳥羽松阪線	387	18	405	454	32	486	4.4
29	仁田多気 停車場線	多気郡 多気町五佐奈	伊勢多気線 ～勢和兄国松阪線	2,599	158	2,757	3,190	284	3,474	5.7
30	松阪環状線	松阪市 大黒田町	伊勢松阪線 ～松阪第 2 環状線	10,787	820	11,607	14,594	1,132	15,726	7.1

注 「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」においては起点が空欄のため、近隣の行政界の名称を使用

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 DVD-ROM」平成 30 年 3 月（一般社団法人 交通工学会）

「平成 27 年度 全国道路街路交通情勢調査 交通量調査 調査箇所図 松阪建設事務所管内（2）」  
（三重県ホームページ）

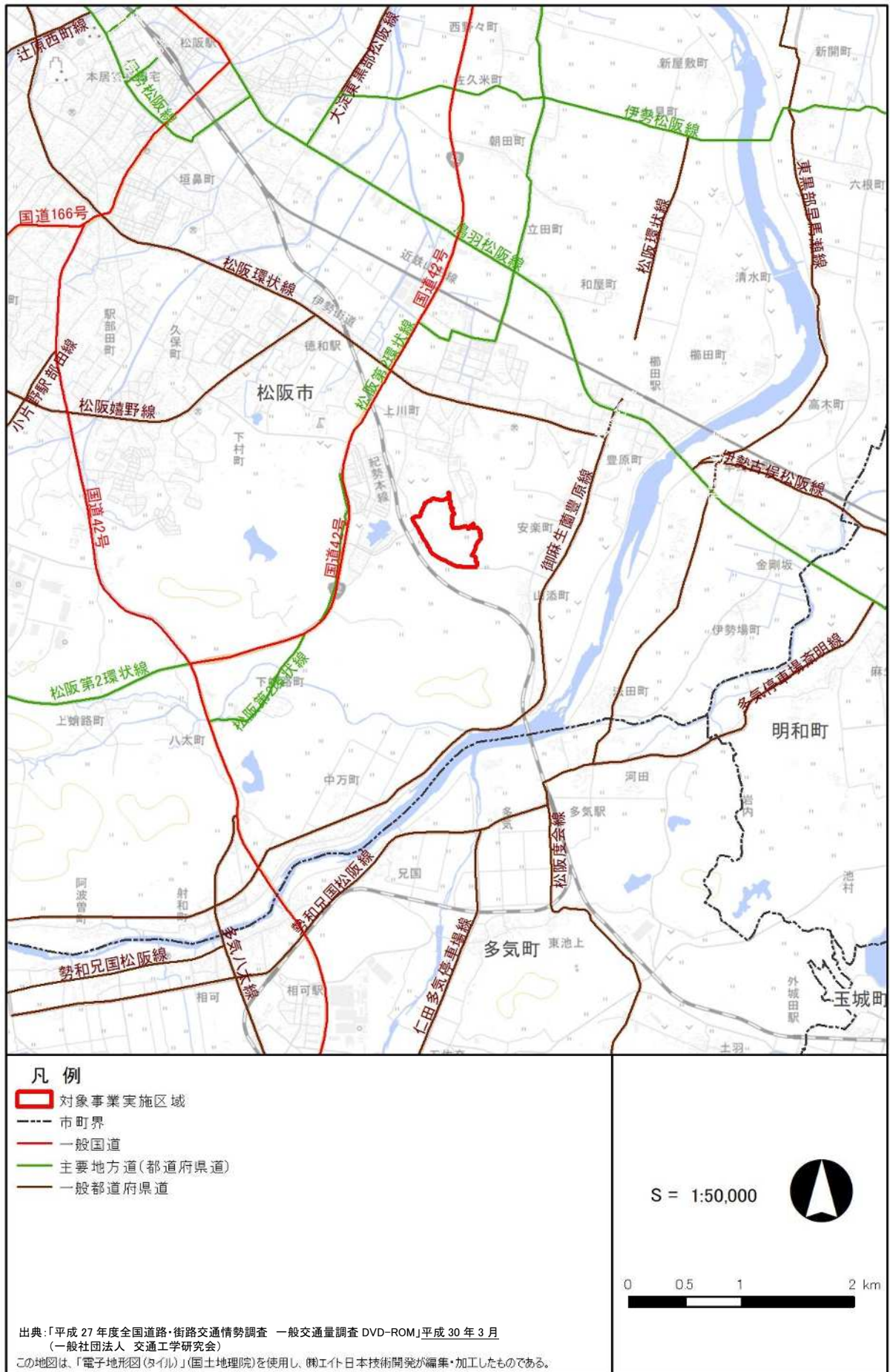


図 3-2.6 主要な道路位置図

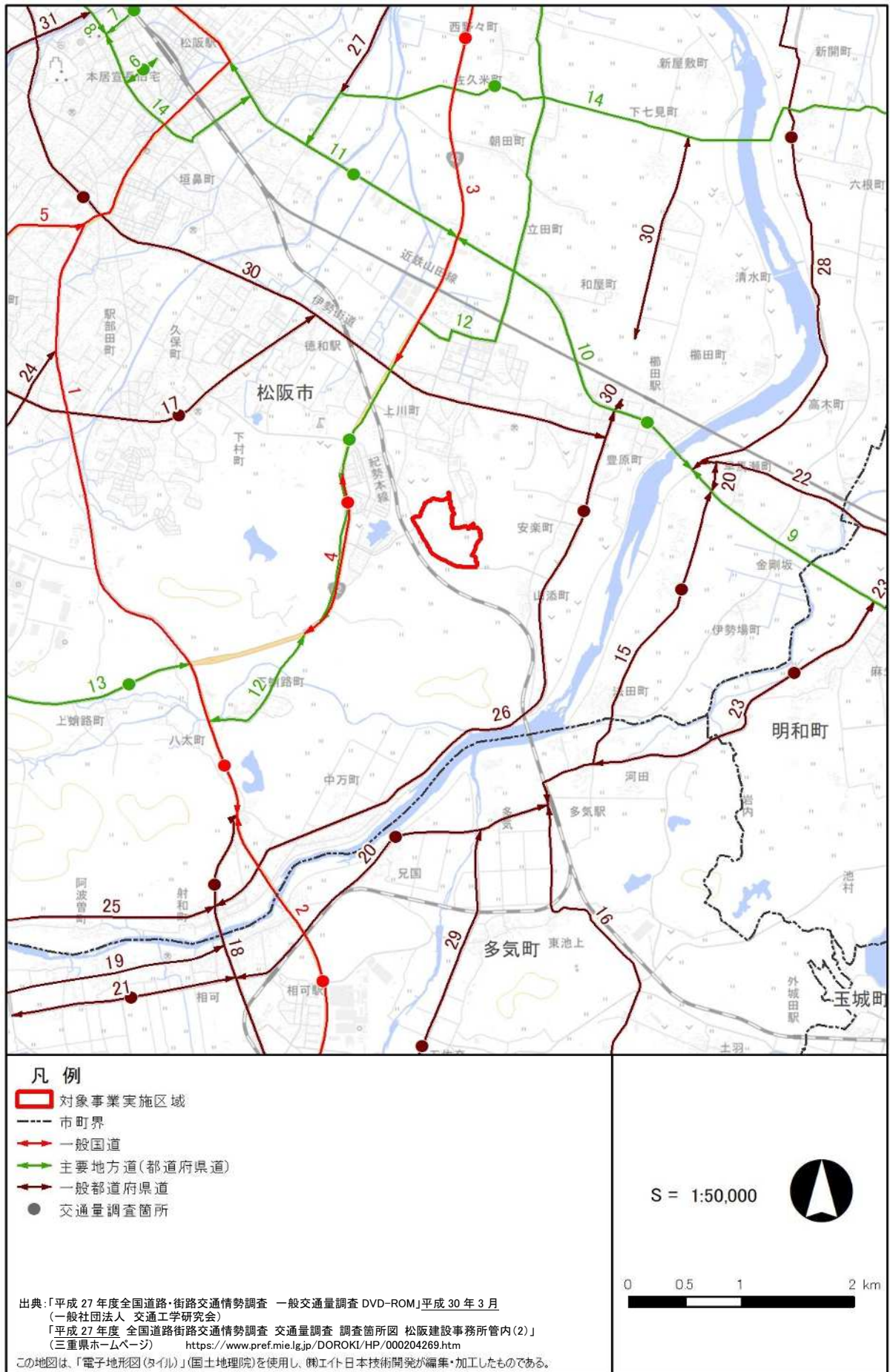


図 3-2.7 交通量調査地点位置図



## 2. 鉄道の状況

対象事業実施区域周辺の鉄道の状況は、図 3-2.8 に示すとおりである。また、対象事業実施区域周辺の駅の平均乗車人員は、表 3-2.7 に示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄駅は東海旅客鉄道紀勢本線の徳和駅であり、平成 30 年度の平均乗車人員は 1 日当たり 426 人である。

表 3-2.7 駅別平均乗車人員（平成 30 年度の乗車人数）

単位：人

路線	対象	総数	普通	定期	1日平均
東海旅客鉄道 紀勢本線	総計	4,221,726	1,364,160	2,857,566	11,566
	徳和駅	155,326	15,443	139,883	426
近畿日本鉄道 山田線	総計	8,751,786	3,347,286	5,404,500	23,978
	櫛田駅	251,655	50,175	201,480	689

出典：「令和 2 年刊 三重県統計書」令和 2 年 4 月（三重県ホームページ）

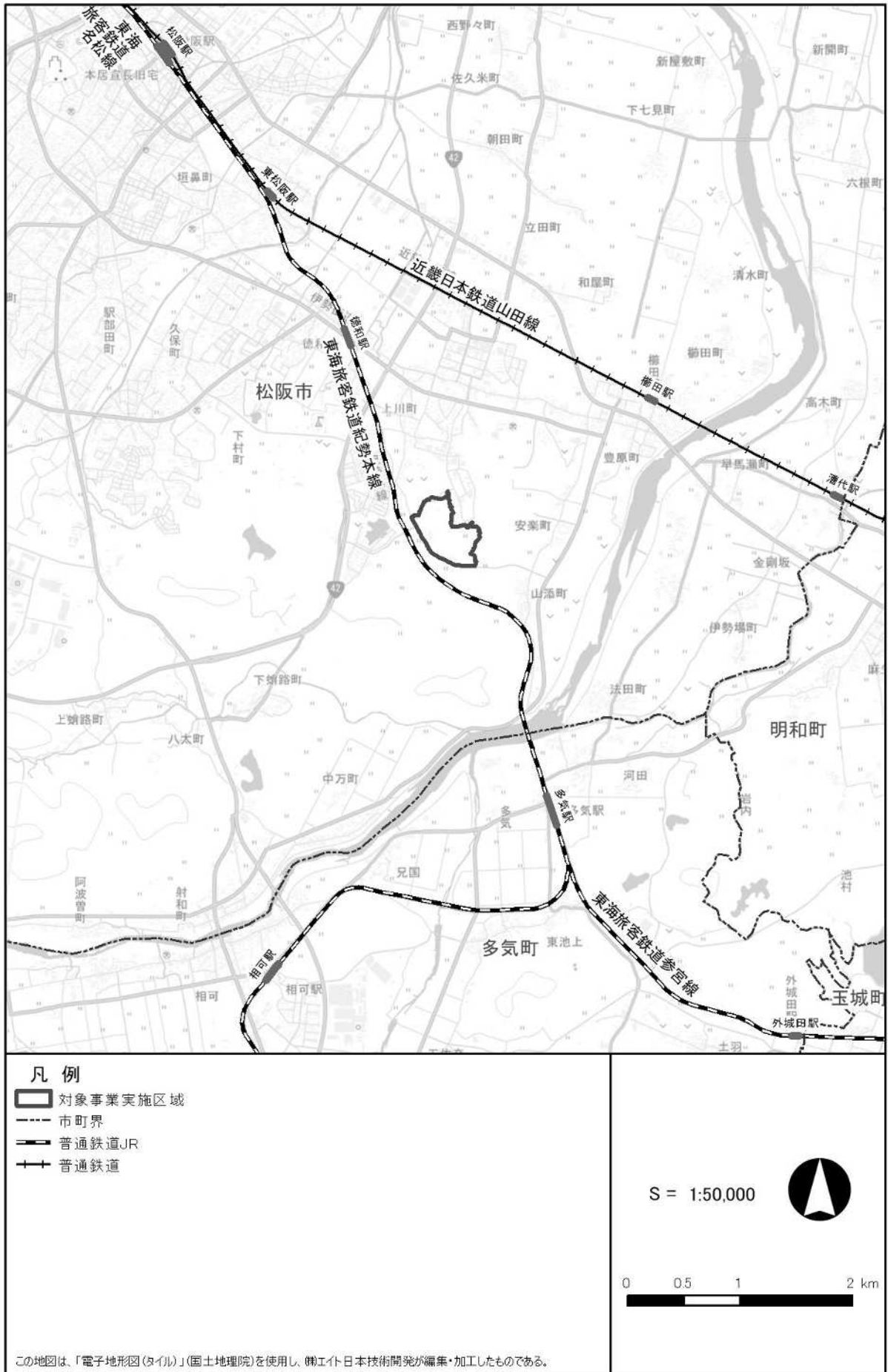


図 3-2.8 鉄道位置図

### 3-2-5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の 配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 3-2.8(1)(2)及び図 3-2.9(1)～(3)に示すとおりである。対象事業実施区域に最寄りの施設は、教育施設で対象事業実施区域から北東側約 1km に位置する松阪商業高等学校、医療・文化・福祉施設で対象事業実施区域から北東側約 50m に位置する愛生苑（特別養護老人ホーム）がある。

対象事業実施区域周辺の近接住宅の配置概況は、図 3-2.10 に示すとおりである。対象事業実施区域の最近接住宅は、対象事業実施区域から約 175m 西側に位置する南虹が丘町の住宅である。その他、対象事業実施区域から約 200m 北西に虹が丘町、約 240m 北西に上川町の住宅地がある。また、対象事業実施区域から約 400m 南東に山添町の住宅地がある。

表 3-2. 8(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育機関）

項目	No.	施設名	住所
幼稚園	1	花岡幼稚園	松阪市大黒田町 635-1
	2	梅村幼稚園	松阪市久保町 1846**
	3	てい水幼稚園	松阪市豊原町 1120
小学校	1	第一小学校	松阪市殿町 1349-1
	2	幸小学校	松阪市殿町 1198-2
	3	第二小学校	松阪市垣鼻町 633
	4	花岡小学校	松阪市大黒田町 757
	5	第五小学校	松阪市久保町 276
	6	朝見小学校	松阪市大宮田町 195
	7	機殿小学校	松阪市六根町 16-1
	8	徳和小学校	松阪市上川町 197-4
	9	掬水小学校	松阪市豊原町 1120
	10	漕代小学校	松阪市目田町 207
	11	射和小学校	松阪市射和町 557-1
	12	相可小学校	多気町兄国 464
中学校	1	殿町中学校	松阪市殿町 1508-1
	2	久保中学校	松阪市垣鼻町 1790-1
	3	三重中学校	松阪市久保町 1232
	4	東部中学校	松阪市魚見町 884
	5	多気中学校	多気町相可 1540
高等学校	1	松阪工業高等学校	松阪市殿町 1417
	2	松阪高等学校	松阪市垣鼻町 1664
	3	三重高等学校	松阪市久保町 1232
	4	松阪商業高等学校	松阪市豊原町 1600
	5	相可高等学校	多気町相可 50

※ 梅村幼稚園の現在の住所は「松阪市久保町 1843-10」である。

出典：「国土数値情報（学校データ）平成 25 年」（国土交通省ホームページ）

「三重県地図情報サービス（保育所・幼稚園・認定こども園等）」

令和元年 11 月（三重県 総務部 スマート改革推進課ホームページ）

表 3-2.8(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療施設・文化施設・福祉施設）

項目	No.	分類	施設名	住所
医療施設	1	病院	恩賜財団済生会松阪総合病院	松阪市朝日町1区15-6
	2		松阪市民病院	松阪市殿町1550
	3		医療法人桜木記念病院	松阪市南町443-4
	4		南勢病院	松阪市山室町2275
	5		松阪厚生病院	松阪市久保町1927-2
文化施設	1	資料館	松阪商人の館 <sup>※1</sup>	松阪市本町2195
	2		松阪市立歴史民俗資料館	松阪市殿町1539
	3		本居宣長記念館	松阪市殿町1536-7
児童福祉施設	1	児童館	松阪市児童センター	松阪市清生町622-1
	2	保育所	第一保育園	松阪市殿町1563
	3		白鳩保育園	松阪市京町1区21-4
	4		東保育園	松阪市東町1-1
	5		第二保育園	松阪市泉町1734
	6		松阪仏教愛護園	松阪市愛宕町2丁目63
	7		大津保育園	松阪市大津町380-1
	8		春日保育園	松阪市春日町2丁目207
	9		花岡保育園	松阪市小黒田町575-1
	10		駅部田保育園	松阪市駅部田1569-2
	11		つぼみ保育園	松阪市久保町1887-82
	12		久保保育園	松阪市久保町1245
	13		神戸保育園 <sup>※2</sup>	松阪市下村町338-1
	14		ひまわり保育園	松阪市上川町1570-1
	15		つくし第二保育園	松阪市櫛田町107
	16		相可保育園	多気町兄国465-7
	17		みどり保育所	明和町大字上村103
老人福祉施設	1		軽費老人ホーム (ケアハウス)	若葉さわやか苑
	2	第2若葉さわやか苑		松阪市若葉町77-7
	3	第3若葉さわやか苑		松阪市若葉町77-7
	4	ケアハウス徳和		松阪市下村町2476
	5	介護老人保健施設	介護老人保健施設緑風苑	松阪市久保町1927-6
	6	特別養護老人 ホーム (介護老人 福祉施設)	愛生苑	松阪市上川町3461-36
	7		松阪有徳園	松阪市久保町1855-113
	8		花みずき	松阪市久保町1926-1
	9		さくら園	松阪市下蛸路町409-1
	10		多気彩幸	多気町五佐奈432-48

注 病院は有床（20床以上）で入院できる施設、老人福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

※1 松阪商人の館は、平成31年4月より名称を「旧小津清左衛門家」に変更している。

※2 神戸保育園の現在の住所は「松阪市下村町2475」である。

出典：「国土数値情報（福祉施設データ）平成27年、（文化施設データ）平成25年、（医療機関データ）平成26年」（国土交通省ホームページ）

「三重県地表情報サービス（児童福祉施設）」令和元年11月（三重県 総務部 スマート改革推進課ホームページ）

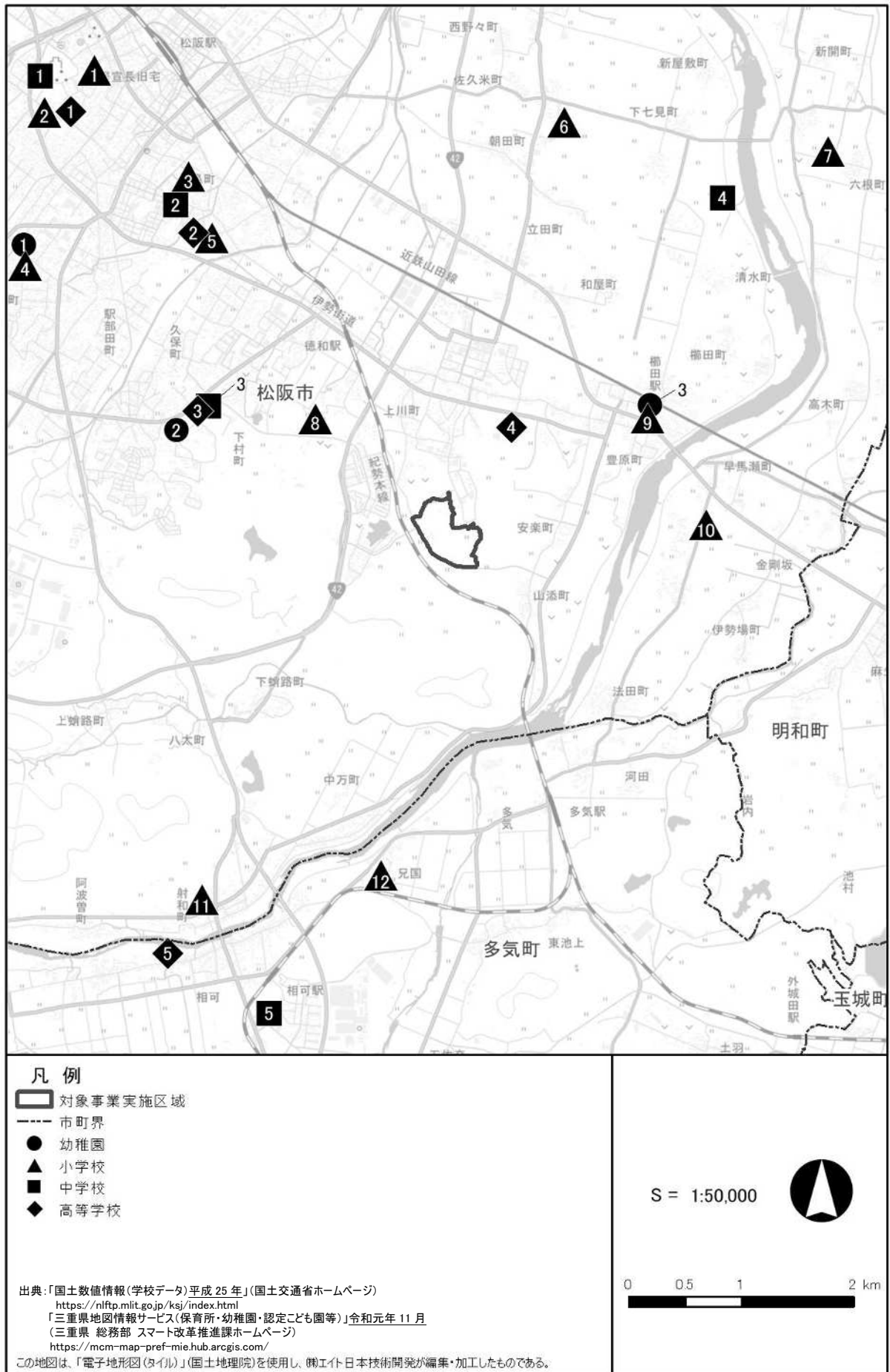


図 3-2. 9(1) 環境保全への配慮を要する施設位置図 (教育施設)

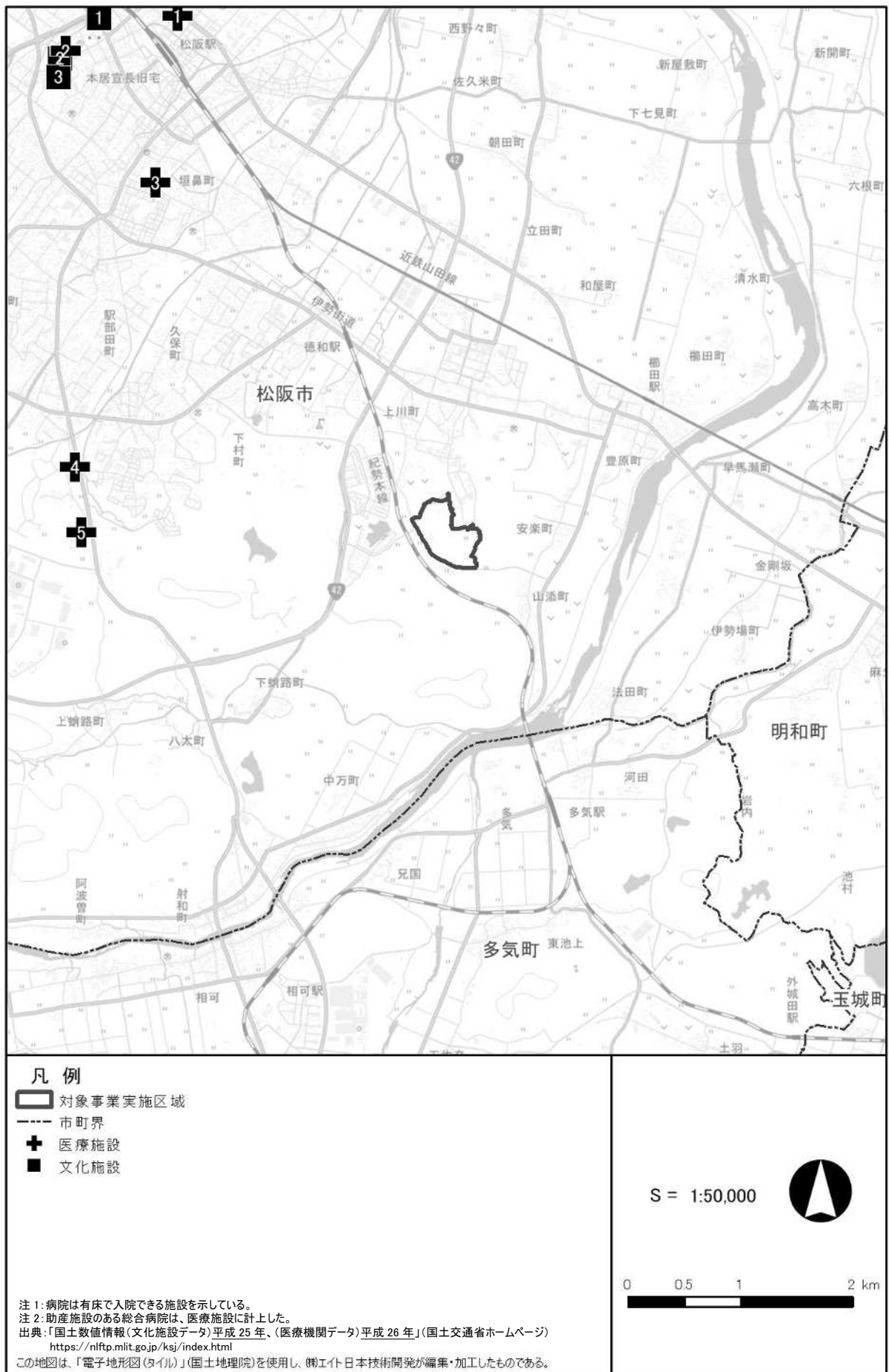


図 3-2.9(2) 環境保全への配慮を要する施設位置図 (医療施設・文化施設)

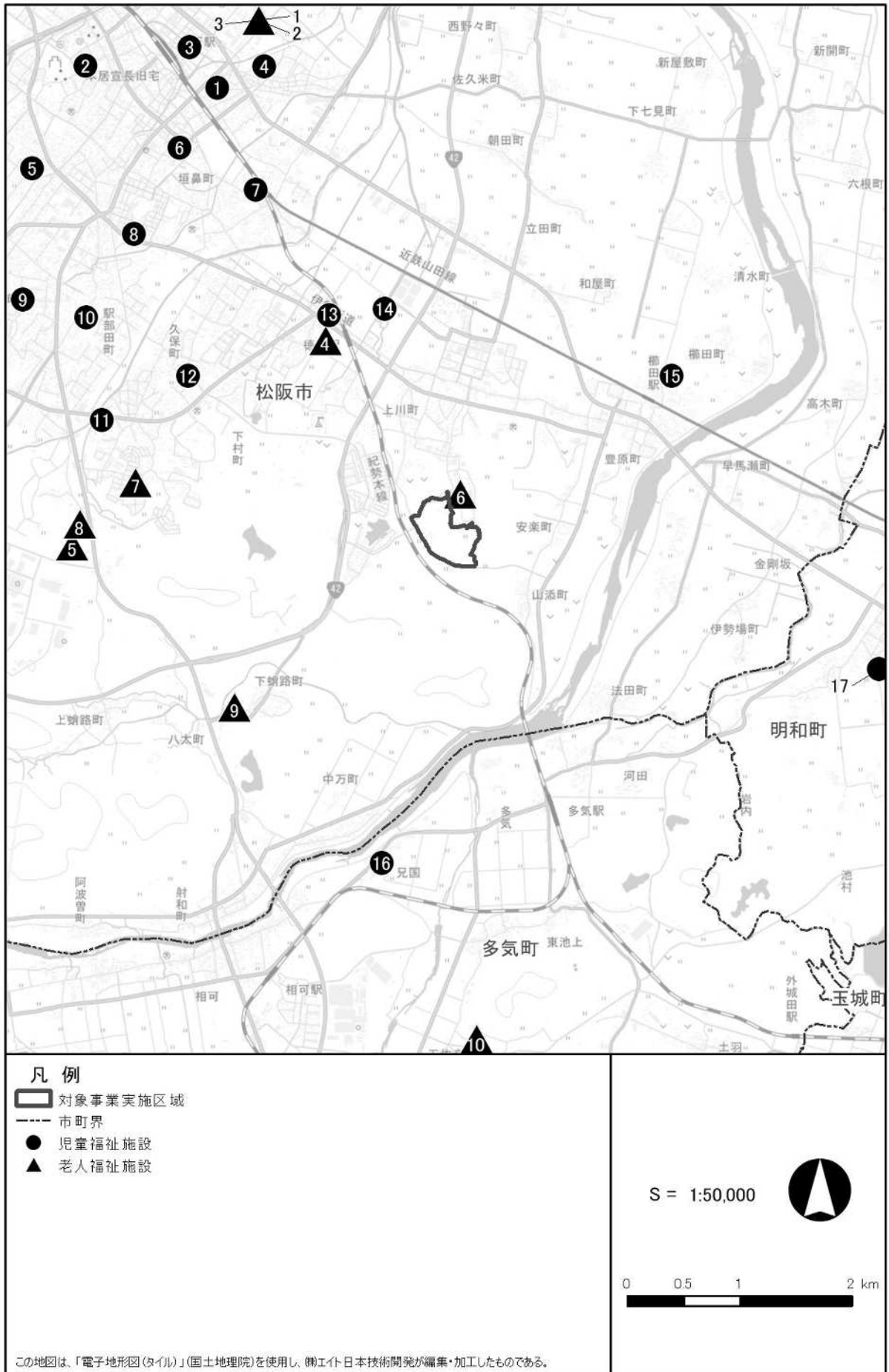


図 3-2.9(3) 環境保全への配慮を要する施設位置図 (福祉施設)



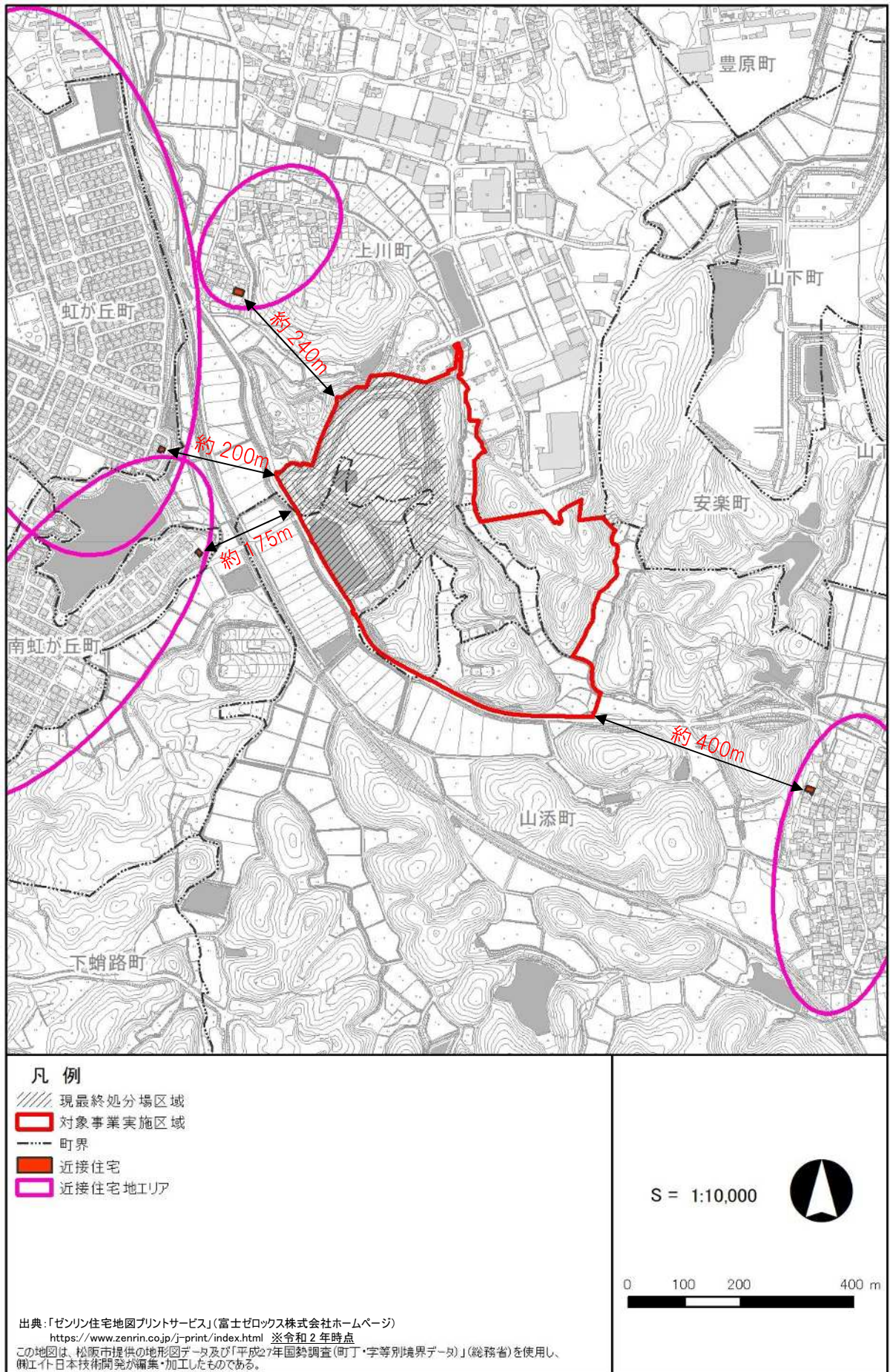


図 3-2.10 近接住宅位置図

### 3-2-6 上下水道等の整備状況

#### 1. 上水道の状況

本市の平成 29 年度における水道の普及状況は、表 3-2.9 に示すとおりである。本市では上水道及び簡易水道から給水しており、水道普及率は 99.1% である。

図 3-2.11 に対象事業実施区域周辺の水道関連施設を示す。橿田川沿いに第 1 水源地、第 2 水源地があるほか、南東側約 2 km に多気浄水場（三重県企業庁）がある。

表 3-2.9 水道普及状況

単位：人

対象地域	行政区域内総人口	総数	上水道	簡易水道	専用水道	普及率 (%)
		現在給水人口	現在給水人口	現在給水人口	現在給水人口	
三重県	1,827,620	1,820,952	1,810,289	9,386	1,277	99.6
松阪市	165,040	163,589	162,477	1,112	—	99.1

注 平成 30 年 3 月 31 日現在

出典：「令和 2 年刊 三重県統計書」（三重県ホームページ）

#### 2. 下水道（生活排水処理施設）の状況

本市の平成 30 年度における生活排水処理施設の整備状況は、表 3-2.10 に示すとおりである。本市の生活排水処理施設の整備率は 88.4% である。

図 3-2.12 に対象事業実施区域周辺の下水道関連施設を示す。対象事業実施区域から南東側約 1.5 km に山添ポンプ場、北側約 5km に宮町ポンプ場があるほか、東側約 4km に農業集落排水施設高木処理区がある。

表 3-2.10 生活排水処理施設の整備状況

対象地域	行政人口 (人)	集合処理施設 (人)				
		下水道	農業集落排水施設等	漁業集落排水施設	コミュニティ・プラント	集合処理施設合計
三重県	1,817,567	998,291	93,502	6,069	3,224	1,101,086
松阪市	164,089	93,912	997	—	—	94,909

対象地域	行政人口 (人)	個別処理施設 (人)			生活排水処理施設整備人口合計 (人)	生活排水処理施設の整備率 (%)
		市町村設置型浄化槽	個人設置型浄化槽等	個別処理施設合計		
三重県	1,817,567	16,755	433,251	450,006	1,551,092	85.3
松阪市	164,089	4,987	45,093	50,080	144,989	88.4

注 1：平成 31 年 3 月 31 日現在

注 2：生活排水処理施設の整備率とは、下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口（各家庭で宅内配管を行えば利用できる人口）を住民基本台帳人口で除して求めた率

注 3：「農業集落排水施設等」とは、農業集落排水施設、簡易排水施設の合計

注 4：「市町村設置型浄化槽」の整備人口は、浄化槽市町村整備推進事業で設置されたもののほか、市町が設置・管理を行う浄化槽の整備人口

注 5：「個人設置型浄化槽等」の整備人口は、個人や民間事業者によって設置された浄化槽の整備人口

出典：「市町別生活排水処理データ」（三重県ホームページ）



図 3-2.11 上水道関連施設位置図



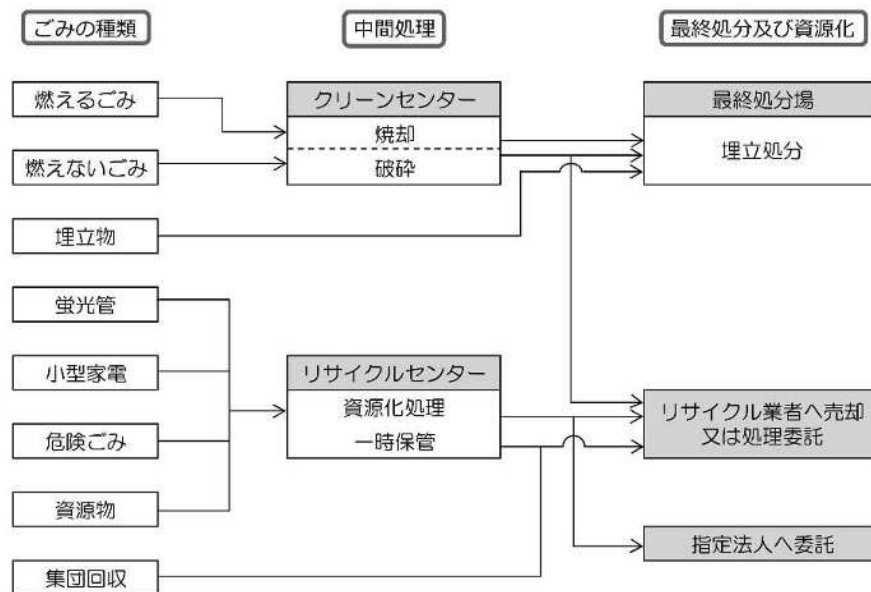
図 3-2.12 下水道関連施設位置図

### 3-2-7 廃棄物の処理の状況

#### 1. 一般廃棄物の処理の状況

##### (1) ごみ処理フロー及び施設

本市の一般廃棄物は図 3-2. 13 に示すフローで処理される。また、中間処理施設の概要を表 3-2. 11 に、現最終処分場の概要を表 3-2. 12 に示す。



出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成 29 年 5 月（松阪市）

図 3-2. 13 ごみ処理フロー

表 3-2. 11 中間処理施設の概要

名称	松阪市クリーンセンター	松阪市リサイクルセンター
所在地	松阪市桂瀬町 751 番地	松阪市町平尾町 351 番地 2
施設	熱回収施設（焼却施設） 破碎選別施設（粗大ごみ処理施設） 資源物保管庫（資源物等の受入）	リサイクルセンター（プラスチック容器・袋の手選別及び圧縮梱包） 空ビン選別棟（空ビンの 3 色手選別） ペットボトル処理棟（ペットボトルの手選別及び圧縮梱包） アルミ缶処理棟（飲食用アルミ缶の破碎選別） 資源物保管庫（白色トレーの手選別、小型家電及び資源物等の受入）
稼働期間	【稼働開始】 平成 27 年 4 月	【竣工】 リサイクルセンター：平成 24 年 2 月 空ビン選別棟：平成 10 年 8 月 ペットボトル処理棟：平成 10 年 3 月 アルミ缶処理棟：平成 12 年 10 月 資源物保管庫：平成 15 年 3 月
処理能力	焼却施設：200t/日（100t/24h×2 炉） 粗大ごみ処理施設：26t/5h （燃えないごみ・燃えない粗大ごみ 20t/5h 燃える粗大ごみ 6t/5h）	プラスチック圧縮梱包機：4t/日（5h） ペットボトル圧縮梱包機：700kg/1h 飲食用アルミ缶破碎選別機：200kg/1h
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式	

出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成 29 年 5 月（松阪市）

表 3-2.12 現最終処分場の概要

名称	松阪市一般廃棄物最終処分場
所在地	松阪市上川町 985 番地
竣工	平成 11 年 3 月
埋立構造	準好気性埋立
埋立方式	セル工法
対象物	焼却灰、破砕残さ等
埋立面積	29,400m <sup>2</sup>
埋立容量	219,000m <sup>3</sup>

出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成 29 年 5 月（松阪市）

## (2) ごみ排出量

本市のごみ排出量を表 3-2.13 に示す。本市のごみの総排出量（集団回収量を含む）はほぼ横ばいで推移しており、令和元年度は年間 58,939 t であった。

表 3-2.13 ごみ排出量の実績

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
家庭系ごみ (集団回収を除く)	t/年	40,583	39,561	39,735	39,920	40,144
事業系ごみ	t/年	14,970	14,963	15,334	15,552	15,880
集団回収	t/年	4,456	3,848	3,353	3,096	2,915
総排出量	t/年	60,009	58,372	58,422	58,568	58,939
資源化率	%	14.0	12.6	11.5	11.3	10.7

出典：「松阪市の清掃事業概要」平成 28 年度～令和 2 年度（松阪市）

## (3) その他

図 3-2.14 に対象事業実施区域周辺の一般廃棄物処理施設の位置を示す。対象事業実施区域から北に約 4.5km の位置に、松阪地区広域衛生センター（し尿処理施設）がある。

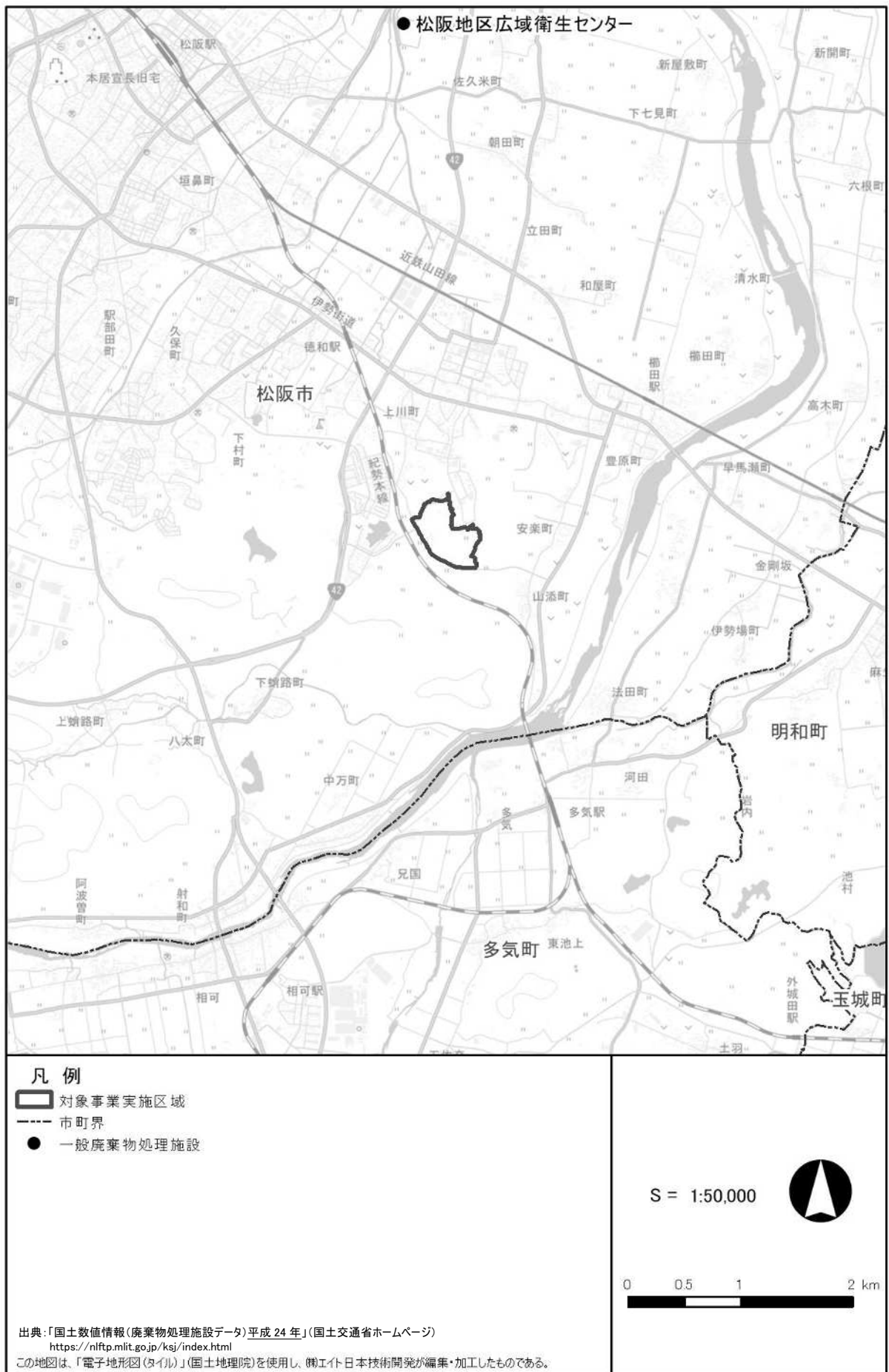


図 3-2.14 一般廃棄物処理施設位置図

## 2. 産業廃棄物の処理の状況

平成 25 年度の三重県及び本市を含む松阪・紀勢地域の産業廃棄物発生状況を表 3-2. 14 に、松阪・紀勢地域における産業廃棄物発生量の分類を図 3-2. 15 に示す。

松阪・紀勢地域では産業廃棄物が年間 1,032 千 t 発生している。種類別では廃アルカリ、がれき類、汚泥の順に、業種別では製造業、建設業、電気・水道業の順に多い構成となっている。

図 3-2. 16 に対象事業実施区域周辺の産業廃棄物処理施設の位置を示す。対象事業実施区域周辺には 8 か所の施設が存在している。

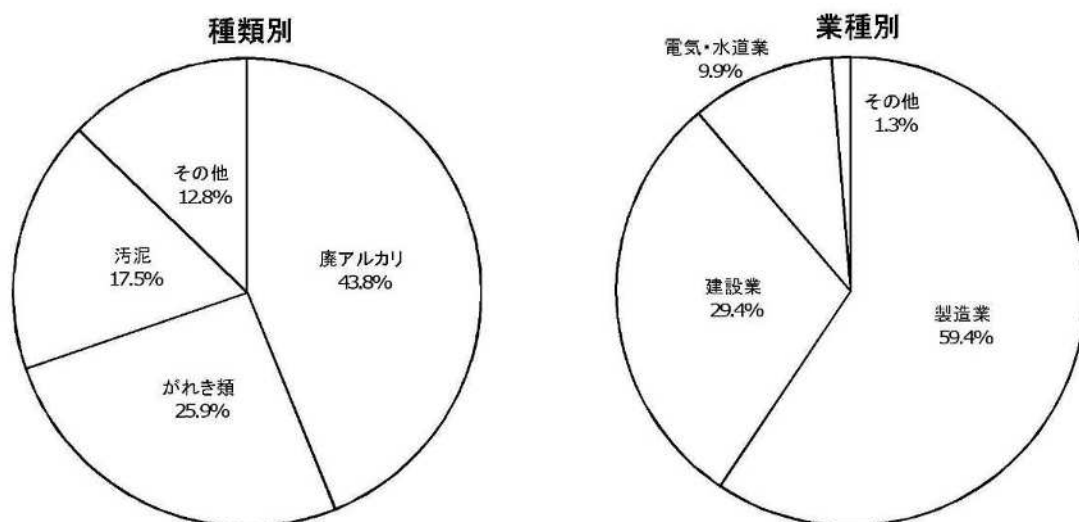
表 3-2. 14 産業廃棄物発生量、排出量、搬出量

単位：千 t/年

	三重県	松阪・紀勢地域
発生量	6,785	1,032
排出量	6,022	1,012
搬出量	3,004	314

注 松阪・紀勢地域の構成市町は本市、多気町、明和町、大台町である。

出典：「三重県産業廃棄物実態調査報告書（平成 25 年度実績）」平成 27 年（三重県）



注 松阪・紀勢地域の構成市町は本市、多気町、明和町、大台町である。

出典：「三重県産業廃棄物実態調査報告書（平成 25 年度実績）」平成 27 年（三重県）

図 3-2. 15 松阪・紀勢地域における産業廃棄物発生量の分類



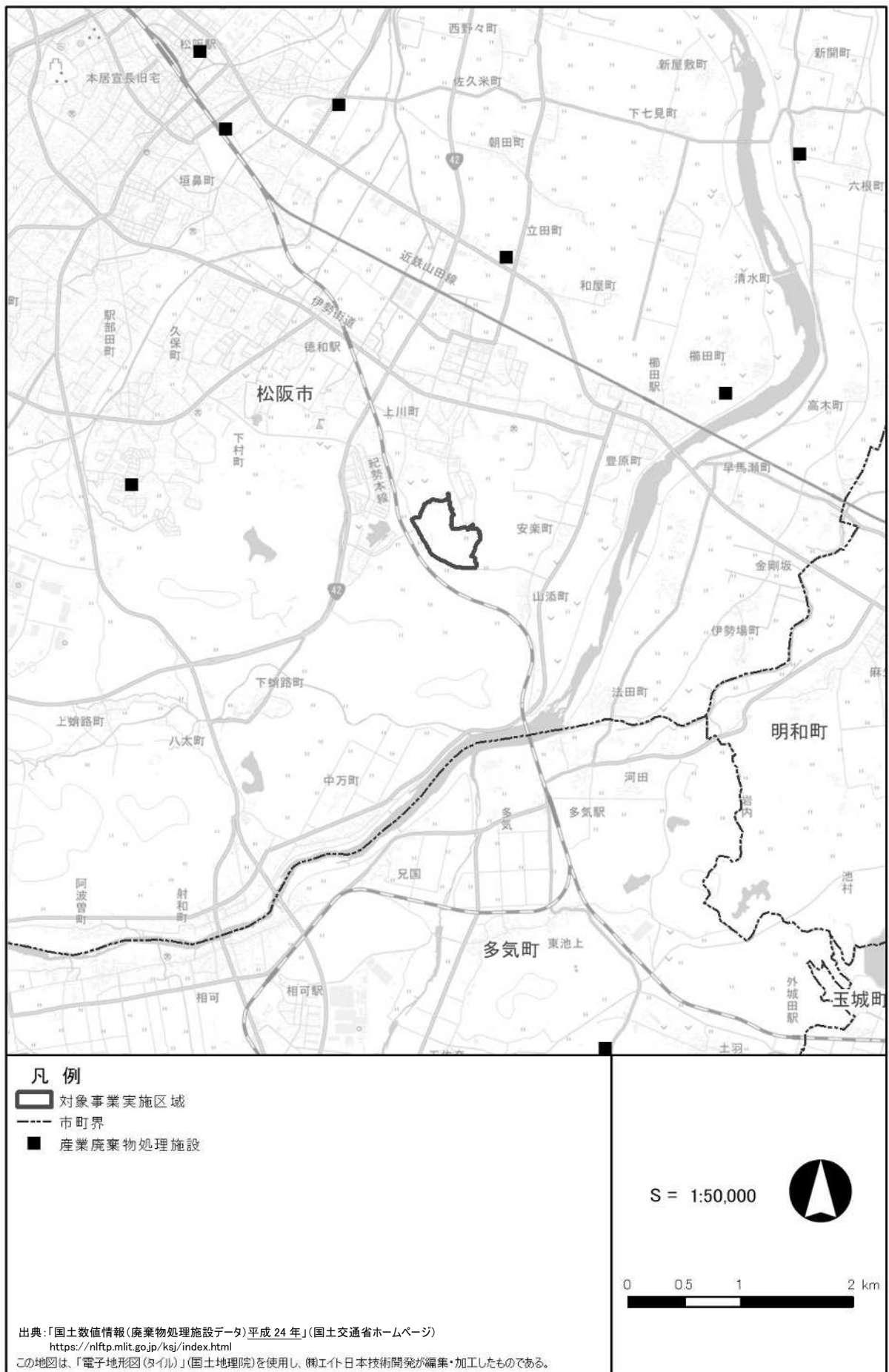


図 3-2.16 産業廃棄物処理施設位置図

### 3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容の状況

#### 1. 公害防止関係法令等の状況

##### (1) 大気

##### ① 大気汚染に係る環境基準等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表 3-2.15(1)～(4)に示すとおり定められている。また、環境基準以外の指針値等は、表 3-2.16 に示すとおりである。

表 3-2.15(1) 大気汚染に係る環境基準

昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	—
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3-2.15(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

平成9年2月4日 環境庁告示第4号

物質	環境上の条件	備考
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3-2.15(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

平成21年9月9日 環境省告示第33号

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3-2.15(4) ダイオキシン類に係る環境基準

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

物質	環境上の条件	備考
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

表 3-2.16 その他の大気汚染に係る指針値等

物質	指針値・目標値	根拠
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	①
二酸化硫黄	年平均値0.017ppm以下	②
二酸化窒素	年平均値0.020ppm以下	②
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	③
アクリロニトリル	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	④
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
水銀	年平均値 $0.04\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 $0.025\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下	
クロロホルム	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	⑤
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 $6\text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下	⑥
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 $0.14\mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下	⑦
トリクロロエチレン	年平均値 $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下	⑧

出典

①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」（昭和51年8月13日通知）

②：三重県の環境保全目標

③：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」（昭和52年6月16日環大規第136号）

④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年7月31日中環審）

⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成18年11月8日中環審）

⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成22年10月15日中環審）

⑦：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」（平成26年4月30日中環審）

⑧：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十一次答申）」（平成30年9月20日中環審）

## ② 大気汚染に係る規制基準

### ア. 大気汚染防止法に係る排出基準

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。

本事業によって設置する施設は大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、揮発性有機化合物（VOC）発生施設、水銀発生施設、要排出抑制施設、指定物質排出施設に該当しない。そのため、大気汚染防止法に係る排出基準は適用されない。

### イ. ダイオキシン類対策特別措置法に係る排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、同法で定める特定施設に対して排出基準が定められる。本事業によって設置する施設はダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設に該当しない。そのため、ダイオキシン類対策特別措置法に係る排出基準は適用されない。

### ウ. 三重県生活環境の保全に関する条例に係る排出基準

三重県生活環境の保全に関する条例では、固定発生源（工場や事業場）から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。

本事業によって設置する施設は大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、三重県生活環境の保全に関する条例に定めるばい煙に係る指定施設、粉じんに係る指定施設、炭化水素系物質に係る指定施設に該当しない。そのため、三重県生活環境の保全に関する条例に係る排出基準は適用されない。

(2) 騒音

① 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2. 17(1)～(3)に示すとおり定められている。また、図 3-2. 17 に用途地域図を示す。

対象事業実施区域は上川町及び山添町に位置する。上川町は「付表に掲げる区域」に含まれるが、用途地域の指定がされていない。そのため、対象事業実施区域及びその周辺は環境基準の地域の類型が指定されない。

表 3-2. 17(1) 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 77 号

時間の区分 地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	本市では、該当地域なし
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	付表に掲げる区域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	付表に掲げる区域のうち、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	付表に掲げる区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

※付表に掲げる区域

阿形町、朝田町、朝日町、朝日町一区、愛宕町、荒木町、射和町、石津町、五十鈴町、泉町、井村町、上川町、魚町、内五曲町、大口町、大黒田町、大塚町、大津町、大平尾町、白粉町、大足町、垣鼻町、春日町、鎌田町、川井町、京町、京町一区、櫛田町、久保田町、久保町、黒田町、幸生町、広陽町、小黒田町、郷津町、五反田町、御殿山町、桜町、五月町、下村町、新座町、新町、新松ヶ島町、末広町、清生町、外五曲町、高町、宝塚町、立野町、立田町、田村町、田原町、茶与町、中央町、中万町、長月町、塚本町、殿町、豊原町、中町、西之庄町、西町、光町、東町、挽木町、日野町、平生町、船江町、本町、駅部田町、町平尾町、松ヶ島町、湊町、南町、宮町、山室町、獺師町、若葉町

表 3-2. 17(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

時間の区分 地域の類型	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：

1. 車線とは 1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2. 幹線交通を担う道路に近接する空間は、表 3-2. 18(3)の基準による。
3. 地域の区分は表 3-2. 17(1)の地域の類型と同様。

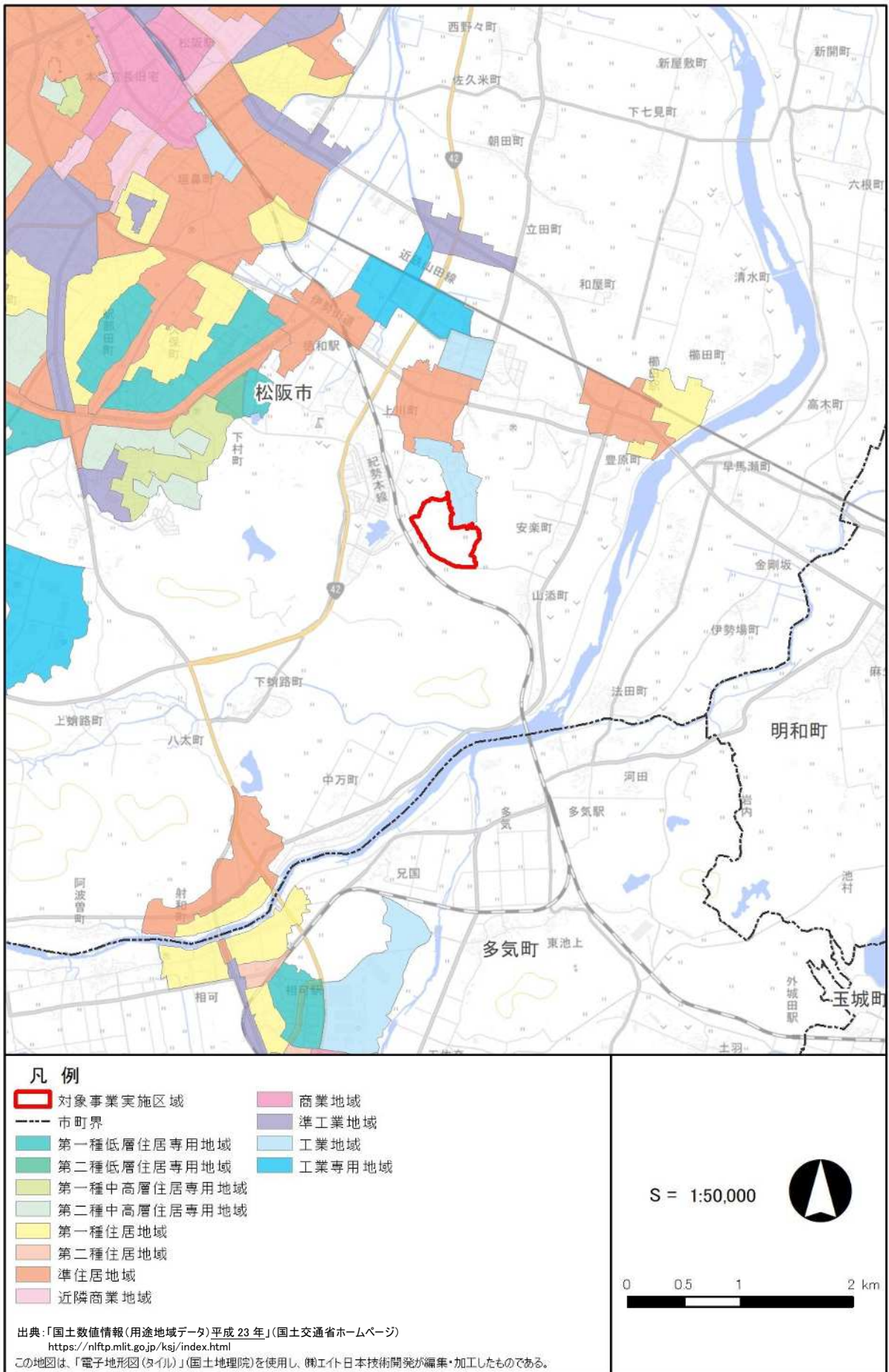


図 3-2.17 都市計画図 (用途地域図)

表 3-2. 17(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

基準値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道である。

注 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のとおりである。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から 15m まで。

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から 20m まで。

## ② 騒音に係る規制基準等

### ア. 特定工場に係る規制基準

騒音規制法では、表 3-2. 18 に示す特定施設を設置する工場又は事業場を特定工場等として定め、特定工場には表 3-2. 19 に示す本市が定めた規制基準が適用される。また、三重県生活環境の保全に関する条例では、表 3-2. 20 に示す指定施設を設置する工場又は事業場に対して、表 3-2. 21 に示す排出基準が適用される。

本事業において設置する施設は、騒音規制法に定める特定施設ではない。ただし、対象事業実施区域及びその周辺は、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の規制基準において「その他の地域」の基準が適用される。



表 3-2.18 騒音規制法に定める特定施設

昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号

特定施設の種類の種類、規模及び能力
金属加工機械 ・圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。) ・製管機械 ・ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。) ・液圧プレス(矯正プレスを除く。) ・機械プレス(呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。) ・せん断機(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。) ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン ・ブラスト(タンブラスト以外のもので、密閉式を除く。) ・タンブラー ・切断機(といしを用いるものに限る。)
空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
織機(原動機を用いるものに限る。)
建設用資材製造機械 ・コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。) ・アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)
穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
木材加工機械 ・ドラムバーカー ・チップパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) ・碎木機 ・帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) ・丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) ・かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
抄紙機
印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

表 3-2.19 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準

昭和 43 年 法律第 98 号

平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 79 号

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時～午後 7 時	午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	午後 10 時～翌日午前 6 時
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※区域の区分 表 3-2.17(1)付表に掲げる区域のうち、以下の区域

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：工業地域

備考：第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校

(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所

(3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館

(5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

表 3-2.20 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指定施設（騒音）

平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号

特定施設の種類、規模及び能力
金属製品の製造又は加工の用に供する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ 製管機械</li> <li>・ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</li> <li>・ 機械プレス(呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。)</li> <li>・ セン断機(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ 鍛造機</li> <li>・ ワイヤフォーマリングマシン</li> <li>・ ブラスト(タンブラスト以外のもので、密閉式を除く。)</li> <li>・ タンブラー</li> <li>・ 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)</li> <li>・ 高速切断機</li> </ul>
空気圧縮機、送風機及びガス圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
真空ポンプ(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)
冷房機及び冷却塔(冷房能力が 1 時間当たり 104,000 kJ 以上のものに限る。)
土石用又は鉱物の粉碎の用に供する破砕機及び摩砕機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
土石用又は鉱物のふるい分けの用に供するふるい分け機及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
繊維製品の製造の用に供する織機(原動機を用いるものに限る。)
建設用資材の製造の用に供する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m<sup>3</sup> 以上のものに限る。)</li> <li>・ アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)</li> </ul>
穀物用製粉機(ロール式で原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)
木材の加工の用に供する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドラムバーカー</li> <li>・ チッパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ 碎木機</li> <li>・ 帯のご盤(製材用は原動機の定格出力が 10kW 以上のものに限る。木工用は原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ 丸のご盤(製材用は原動機の定格出力が 10kW 以上のものに限る。木工用は原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)</li> <li>・ かな盤</li> </ul>
紙の製造の用に供する抄紙機
印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
合成樹脂製品の製造の用に供する射出成形機
段ボールの製造の用に供するコルゲートマシン(原動機を用いるものに限る。)

備考

- 1 騒音規制法に基づく指定地域内においては、この表に掲げる施設から法で規定する特定施設を除く。
- 2 前項に掲げるもののほか、法に基づく指定地域内の特定工場等に設置されるものを除く。
- 3 工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。

表 3-2.21 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の排出基準

平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
その他の地域（工業専用地域を除く。）	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

備考：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

イ. 特定建設作業騒音に係る規制基準

騒音規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例では、表 3-2.22 に示す特定建設作業に対して、表 3-2.23 に示す規制基準が適用される。対象事業実施区域及びその周辺は、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の規制基準において「1 号区域」の基準が適用される。

表 3-2.22 騒音規制法及び三重県生活環境保全条例に基づく特定建設作業の概要

昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号

平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号

特定建設作業の種類
1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6. バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業
7. トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業
8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業

表 3-2. 23 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省、建設省告示第 1 号  
 平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号  
 平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 78 号、第 80 号

規制項目	区域区分	騒音	適用除外
基準値		85 デシベル	
作業禁止時間	1号区域	午後7時～翌日午前7時	①②③④
	2号区域	午後10時～翌日午前6時	
最大作業時間	1号区域	10時間/日	①②
	2号区域	14時間/日	
最大作業日数		連続6日	①②
作業禁止日		日曜日その他の休日	①②③④⑤

注1：基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注2：区域区分 三重県条例と松阪市告示ともに2種類存在し、基準や適用除外は同様であるが定義が異なる。  
 松阪市告示では区域区分の名称が定められていないことから、便宜上三重県条例と同じ1号区域、2号区域とした。各規則での定義は以下のとおり。

(三重県条例)

1号区域：三重県全域（ただし、工業専用地域及び下記の「2号区域」を除く。）

2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域

(松阪市告示)

1号区域：表3-2. 19の区域区分のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域及び第4種区域の学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

2号区域：表3-2. 19の区域区分のうち、上記の1号区域以外の区域

注3：適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- ④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
- ⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

注4：勧告・命令

基準値を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業については、騒音又は振動の防止の方法の改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

ウ. 自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3-2. 24(1) (2)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、3-98 ページに示すとおり環境基準の地域の類型に指定されていないため、本市における自動車騒音の要請限度の区域の区分に該当しない。

表 3-2. 24(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 81 号

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

※区域の区分

松阪市 a 区域：専ら住居の用に供される区域で、騒音に係る環境基準の A 類型該当地域に同じ。

b 区域：主として住居の用に供される区域で、騒音に係る環境基準の B 類型該当地域に同じ。

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域で、騒音に係る環境基準の C 類型該当地域に同じ。

表 3-2. 24(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号

基準値	
昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
75 デシベル	70 デシベル

備考：

- 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道をいう。
- 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。
  - 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
  - 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

### (3) 振動

#### ① 特定工場に係る規制基準

振動規制法では、表 3-2. 25 に示す特定施設を設置する工場又は事業場を特定工場等として定め、特定工場には表 3-2. 26 に示す規制基準が適用される。

また、三重県生活環境の保全に関する条例では、表 3-2. 27 に示す指定施設を設置する工場又は事業場に対して、表 3-2. 28 に示す排出基準が適用される。

本事業によって設置する施設は、振動規制法に定める特定施設ではない。ただし、対象事業実施区域及びその周辺は、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく振動の規制基準における「第 2 号の項の地域」の基準が適用される。

表 3-2. 25 振動規制法に定める特定施設

昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号

特定施設の種類、規模及び能力
金属加工機械 ・ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ・ 機械プレス ・ せん断機(原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。) ・ 鍛造機 ・ ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37. 5kw 以上のものに限る。)
圧縮機(原動機の定格出力が 7. 5kw 以上のものに限る。)
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7. 5kw 以上のものに限る。)
織機(原動機を用いるものに限る。)
コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力が 2. 95kw 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力が 10kw 以上のものに限る。)
木材加工機械 ・ ドラムバーカー ・ チッパー(原動機の定格出力が 2. 2kw 以上のものに限る。)
印刷機械(原動機の定格出力が 2. 2kw 以上のものに限る。)
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。)
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

表 3-2.26 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準

昭和 51 年 法律第 64 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 82 号、第 83 号

区域の区分	時間の区分	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
	第 1 種区域		60 デシベル以下
第 2 種区域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

※区域の区分 表 3-2.17(1)付表に掲げる区域のうち、以下の区域

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、  
第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：第 2 種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

表 3-2.27 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指定施設（振動）

平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号

特定施設の種類の種類、規模及び能力
金属製品の製造又は加工の用に供する ・ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ・ 機械プレス ・ せん断機(原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。) ・ 鍛造機 ・ ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。) ・ ベンディングマシーン(ロール式のものに限る。)
ディーゼルエンジン(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。ただし、非常用を除く。)
振動コンベア
圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。)
土石用又は鋳物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
織機(原動機を用いるものに限る。)
製網機(原動機を用いる結節型のものに限る。)
コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機
木材の加工の用に供する ・ ドラムバーカー ・ チッパー(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。)
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。)
合成樹脂用射出成形機
鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)
ダイカストマシン
シェークアウトマシン
遠心分離機(洗濯用脱水機を含み、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)

備考

1. 振動規制法に基づく指定地域内においては、この表に掲げる施設から法で規定する特定施設を除く。
2. 前項に掲げるもののほか、法に基づく指定地域内の特定工場等に設置されるものを除く。
3. 工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。

表 3-2.28 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく振動の排出基準

平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号

区域の区分	時間の区分	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
	第 1 号の項の地域		60 デシベル以下
第 2 号の項の地域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

※区域の区分

第 1 号の項の地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 号の項の地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びその他の地域（工業専用地域を除く。）

備考：第 2 号の項の地域に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園



## ② 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動は、振動規制法及び三重県生活環境保全条例で規制されており、規制基準は表3-2.29に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく振動の規制基準においては「1号区域」の基準が適用される。

表 3-2.29 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号  
平成 13 年 3 月 27 日 三重県規則第 39 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 80 号、第 82 号

規制項目	区域区分	振動	適用除外
基準値		75 デシベル	
作業禁止時間	1号区域	午後7時～翌日午前7時	①②③④
	2号区域	午後10時～翌日午前6時	
最大作業時間	1号区域	10時間/日	①②
	2号区域	14時間/日	
最大作業日数		連続6日	①②
作業禁止日		日曜日その他の休日	①②③④⑤

注1：基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

注2：区域区分 三重県条例と松阪市告示ともに2種類存在し、基準や適用除外は同様であるが定義が異なる。松阪市告示では区域区分の名称が定められていないことから、便宜上三重県条例と同じ1号区域、2号区域とした。各規則での定義は以下のとおり。

(三重県条例)

1号区域：三重県全域（ただし、工業専用地域及び下記の「2号区域」を除く。）

2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域

(松阪市告示)

1号区域：表3-2.19の区域区分のうち、第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域及び第4種区域の学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

2号区域：表3-2.19の区域区分のうち、上記の1号区域以外の区域

注3：適用除外

- ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- ④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
- ⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

注4：勧告・命令

基準値を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業については、騒音又は振動の防止の方法の改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

### ③ 道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3-2.30 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、本市における道路交通振動の要請限度の区域の区分に該当しない。

表 3-2.30 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 81 号、第 84 号

区域の区分	時間の区分	基準値	
		昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種区域		65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

※区域の区分 第 1 種区域：本庁管内の区域のうち、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域：本庁管内の区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、それぞれの値から 5 デシベルを減じた値以上とし、特定の既設線道路の区間の全部又は一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

#### (4) 悪臭

悪臭防止法に基づき、本市では表 3-2. 31 に示す規制地域に対して、表 3-2. 32 に示す工場・事業場等から排出される特定悪臭物質の濃度規制が行われている。

対象事業実施区域は規制地域に含まれない。

表 3-2. 31 悪臭防止法に基づく規制地域

昭和 46 年 法律第 91 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 85 号

規制地域
松阪市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく市街化区域（以下「市街化区域」という。）並びに市場庄町、嬉野一志町、嬉野井之上町、嬉野岩倉町、嬉野上野町、嬉野小原町、嬉野上小川町、嬉野神ノ木町、嬉野釜生田町、嬉野川北町、嬉野川原木造町、嬉野黒田町、嬉野黒野町、嬉野小村町、嬉野合ヶ野町、嬉野権現前町、嬉野算所町、嬉野島田町、嬉野下之庄町、嬉野須賀町、嬉野須賀領町、嬉野滝之川町、嬉野田村町、嬉野町、嬉野津屋城町、嬉野天花寺町、嬉野中川町、嬉野新屋庄町、嬉野野田町、嬉野八田町、嬉野平生町、嬉野堀之内町、嬉野見永町、嬉野宮古町、嬉野宮野町、嬉野森本町、嬉野矢下町、嬉野薬王寺町、小津町、小野江町、笠松町、上ノ庄町、喜多村新田町、久米町、五主町、小舟江町、曾原町、中ノ庄町、中林町、中道町、西肥留町、甚目町、肥留町、星合町及び舞出町の市街化区域以外の区域

表 3-2. 32 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界における悪臭）

昭和 46 年 法律第 91 号  
平成 24 年 3 月 30 日 松阪市告示第 85 号

特定悪臭物質	規制基準
アンモニア	大気中における含有率が 100 万分の 1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が 100 万分の 0.002
硫化水素	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が 100 万分の 0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.02
ノルマルパレルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.009
イソパレルアルデヒド	大気中における含有率が 100 万分の 0.003
イソブタノール	大気中における含有率が 100 万分の 0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が 100 万分の 3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 100 万分の 1
トルエン	大気中における含有率が 100 万分の 10
スチレン	大気中における含有率が 100 万分の 0.4
キシレン	大気中における含有率が 100 万分の 1
プロピオン酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が 100 万分の 0.001

## (5) 水質

### ① 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準が定められている。地下水については、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、ダイオキシンについては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が定められている。

#### ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準

人の健康の保護に関する環境基準を表 3-2. 33(1)に、ダイオキシン類の環境基準を表 3-2. 33(2)に示す。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について、ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について定められている。

表 3-2. 33(1) 人の健康の保護に関する環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考：

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2. 33(2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

項目	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
地下水	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考：

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 水質の基準値は、年間平均値とする。

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3-2. 34(1) (2)に示すとおりである。

新最終処分場から発生する浸出水処理水の放流先河川である真盛川（金剛川水系・2級河川）は、環境基準の類型指定はされていない。

表 3-2. 34(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考：

1. 基準値は、日間平均値とする。
  2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 注 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 注 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 注 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 注 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2. 34 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2. 35 に示すとおりである。

なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は前掲の表 3-2. 33(2)に示したとおりである。

表 3-2. 35 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日 環境庁告示第10号

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考：

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。



## ② 水質汚濁に係る規制基準

### ア. 水質汚濁防止法に係る排水基準

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する事業場(特定事業場)の排水に係る排水基準(一律基準)は、表 3-2. 36(1) (2)に示すとおりである。排水基準のうち、人の健康の保護に係る項目(有害物質)は、公共用水域に排水を排出するすべての工場・事業場が規制の対象となる。生活環境の保全に係る項目は、1日あたりの平均的な排水量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場が規制の対象となる。

なお、本事業によって設置する施設は、水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当しない。

表 3-2. 36(1) 排水基準を定める総理府令「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準

【有害物質】

昭和46年6月21日 総理府令第35号

項目	単位	許容限度
カドミウム及びその化合物	mg Cd/L	0.03
シアン化合物	mg CN/L	1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/L	1
鉛及びその化合物	mg Pb/L	0.1
六価クロム化合物	mg Cr(VI)/L	0.5
砒素及びその化合物	mg As/L	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg Hg/L	0.005
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/L	0.003
ジクロロメタン		0.2
四塩化炭素		0.02
1,2-ジクロロエタン		0.04
1,1-ジクロロエチレン		1
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4
1,1,1-トリクロロエタン		3
1,1,2-トリクロロエタン		0.06
トリクロロエチレン		0.1
テトラクロロエチレン		0.1
1,3-ジクロロプロペン		0.02
チウラム		0.06
シマジン		0.03
チオベンカルブ		0.2
ベンゼン		0.1
セレン及びその化合物		mg Se/L
ほう素及びその化合物	mg B/L	10(海域以外に排出) 230(海域に排出)
ふっ素及びその化合物	mg F/L	8(海域以外に排出) 15(海域に排出)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)
1,4-ジオキサン		0.5

注 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2. 36(2) 排水基準を定める総理府令「水質汚濁防止法」に基づく一律排水基準

【その他の項目】

昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	—	5.8 以上 8.6 以下 (海域以外に排出)
		5.0 以上 9.0 以下 (海域に排出)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD)		160 (日間平均 120)
浮遊物質量 (SS)		200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30
フェノール類含有量		5
銅含有量		3
亜鉛含有量		2
溶解性鉄含有量		10
溶解性マンガン含有量		10
クロム含有量		2
大腸菌群数		個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60)
磷含有量		16 (日間平均 8)

注 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に  
係る排水について適用する。

注 3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限  
って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用  
する。

注 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある  
湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖  
沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大  
臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

注 5 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼  
として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として  
環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

#### イ. 県条例で定める上乘せ基準

三重県では、「大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」により、上乘せ基準が設定されている。本事業によって設置する施設は対象施設に該当しないため、この基準は適用されない。

#### ウ. 三重県生活環境の保全に関する条例で定める基準

三重県生活環境の保全に関する条例による汚水に係る指定施設を設置している工場・事業場に対して、基準が適用される。本事業によって設置する施設は汚水に係る指定施設に該当しないため、この基準は適用されない。

#### エ. 総量規制

水質汚濁防止法に基づき、伊勢湾に係る地域内の特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場に総量規制基準が適用される。本市は伊勢湾に係る地域に含まれているが、本事業によって設置する施設は水質汚濁防止法に基づく特定事業場に該当しないため、この基準は適用されない。

#### オ. 最終処分場に係る技術上の基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場の排水に係る技術上の基準を定める省令に基づく基準を表3-2.37に示す。

表 3-2. 37 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号

項目		基準	項目		基準
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと。	ベンゼン	mg/L	0.1 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下	セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	ほう素及びその化合物	mg/L	50 以下
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）	mg/L	1 以下	ふっ素及びその化合物	mg/L	15 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200 以下 （アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	水素イオン濃度	-	5.8 以上 8.6 以下
シアン化合物	mg/L	1 以下	生物化学的酸素要求量	mg/L	60 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003 以下	化学的酸素要求量	mg/L	90 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	浮遊物質	mg/L	60 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30 以下
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	フェノール類含有量	mg/L	5 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	銅含有量	mg/L	3 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	亜鉛含有量	mg/L	2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	クロム含有量	mg/L	2 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均 3,000 以下
チウラム	mg/L	0.06 以下	窒素含有量	mg/L	120 以下 （日間平均 60 以下）
シマジン	mg/L	0.03 以下	燐含有量	mg/L	16 以下 （日間平均 8 以下）
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下			

備考:

- 「検出されないこと。」とは、第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下、同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

カ. ダイオキシン類対策特別措置法に基づく維持管理基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく最終処分場のダイオキシン類の維持管理基準を、表 3-2.38 に示す。

表 3-2.38 最終処分場に係るダイオキシン類の維持管理基準

平成 12 年 8 月 14 日 総理府・厚生省令第 3 号

項目	新設施設の排水基準
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

キ. 農業（水稲）用水基準

農業（水稲）用水基準を表 3-2.39 に示す。農業（水稲）用水基準は農林水産省が灌漑水への依存度の高い水稲を対象に、項目毎に許容限界濃度を検討したものである。農業用水の指標として利用されている。

表 3-2.39 農業（水稲）用水基準

昭和 46 年 10 月 4 日 農林水産技術会議

項目		農業用水基準
pH（水素イオン濃度）		6.0～7.5
COD（化学的酸素要求量）		6mg/L 以下
SS（浮遊物質）		100mg/L 以下
DO（溶存酸素）		5mg/L 以上
T-N（全窒素濃度）		1mg/L 以下
電気伝導率（塩類濃度）		30mS/m 以下
重金属	As（砒素）	0.05mg/L 以下
	Zn（亜鉛）	0.5mg/L 以下
	Cu（銅）	0.02mg/L 以下

## (6) 土壌

### ① 土壌汚染に係る環境基準

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表 3-2.40(1)(2)に示すとおりである。

表 3-2.40(1) 土壌汚染に係る環境基準

平成3年8月23日環境庁告示第46号

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考：

1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

表 3-2. 40(2) ダイオキシン類に係る環境基準（土壌）

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

物質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考：

1. 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
2. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## ② 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用の廃止時、一定規模以上の土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合又は土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると県が認める場合に土壌汚染状況調査を実施する。調査の結果、要措置区域として指定された土地については汚染の除去等の措置実施指示や土地の形質変更の原則禁止が適用される。

「三重県内の土壌汚染の状況」（三重県ホームページ）によると、本市内で要措置区域に指定されている土地はない。

## (7) 地盤沈下

地盤沈下防止を図るために、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、地下水の採取の規制が行われている。本市は三重県生活環境の保全に関する条例に基づく揚水届け出地域に指定されているが、地下水の採取の規制は行われていない。

## 2. 自然環境保全に係る指定・規制地域の状況

### (1) 土地利用基本計画で区分される5地域

#### ① 都市地域

図 3-2.18 に都市地域の位置図を示す。対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されている。また、対象事業実施区域北東に位置する上川町は市街化区域に指定されている。

対象事業実施区域周辺は、都市計画法(昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号)に基づく景観地区、風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区及び田園住居地区には指定されていない。

#### ② 農業地域

図 3-2.19 に農業地域の位置図を示す。対象事業実施区域の周辺では、北西(松阪市街地)方向を除く大部分が農業地域に指定されている。農用地区域に指定されている地域も多い。

#### ③ 森林地域

図 3-2.20 に森林地域の位置図を示す。対象事業実施区域の南側及び西側の多くは森林地域に指定されている。森林地域の大半は地域森林計画対象民有林であるが、対象事業実施区域南側には保安林も位置している。



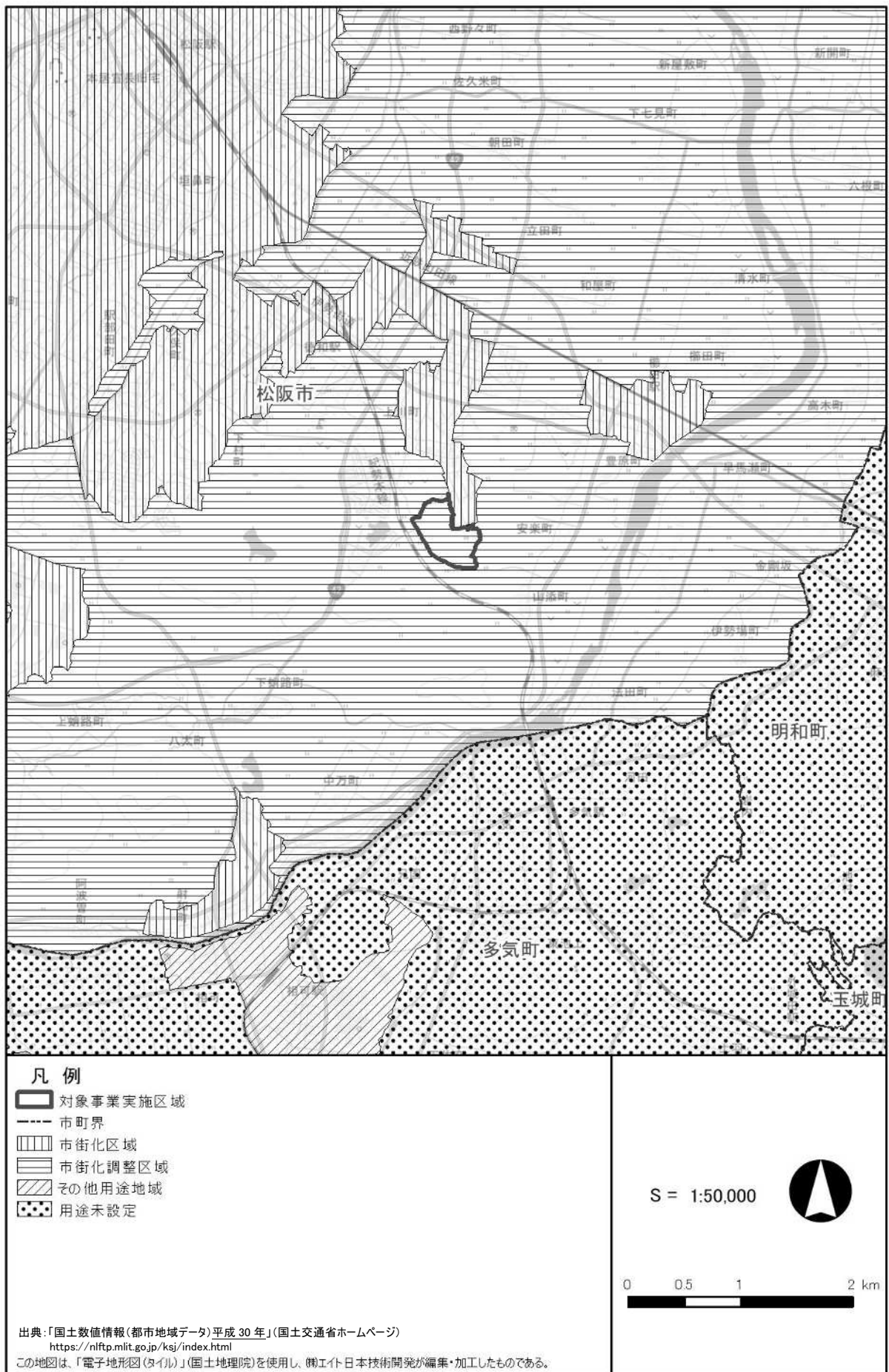


図 3-2.18 都市地域位置図

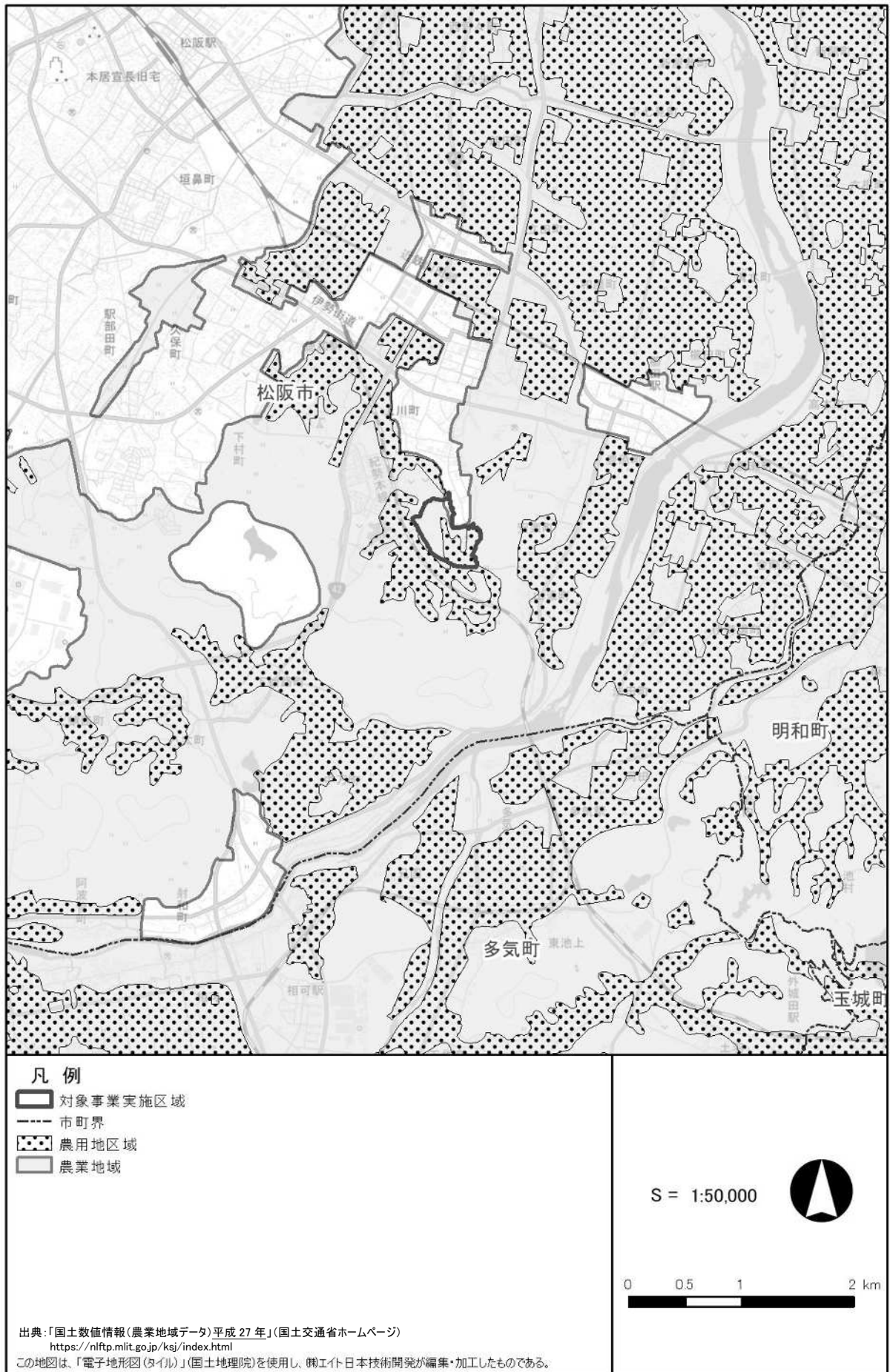


図 3-2.19 農業地域位置図



図 3-2.20 森林地域位置図

#### ④ 自然公園地域

自然公園区域は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域で、三重県においては自然公園法に基づく国立公園、自然公園法に基づく国定公園及び三重県立自然公園条例に基づく県立自然公園がある。

対象事業実施区域及びその周辺には、これらの自然公園は存在しない。

#### ⑤ 自然環境保全地域

三重県では、自然的社会的条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを、三重県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域、特別地区及び野生動植物保護地区を指定している。

対象事業実施区域及びその周辺には祓川自然環境保全地域が存在しており、位置は図 3-1. 22 に示すとおりである。

#### (2) 鳥獣保護区

鳥獣の保護等については、鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）が定められている。

対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、表 3-2. 41 及び図 3-2. 21 に示すとおりである。

対象事業実施区域の西側及び東側に県指定の鳥獣保護区が存在している。

表 3-2. 41 鳥獣保護区等の指定状況

単位：ha		
区分	名称	面積
県指定鳥獣保護区	松阪市神戸鳥獣保護区	468
	松阪市中部台鳥獣保護区	708
	明和町鳥獣保護区	1,445

出典：「令和元年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

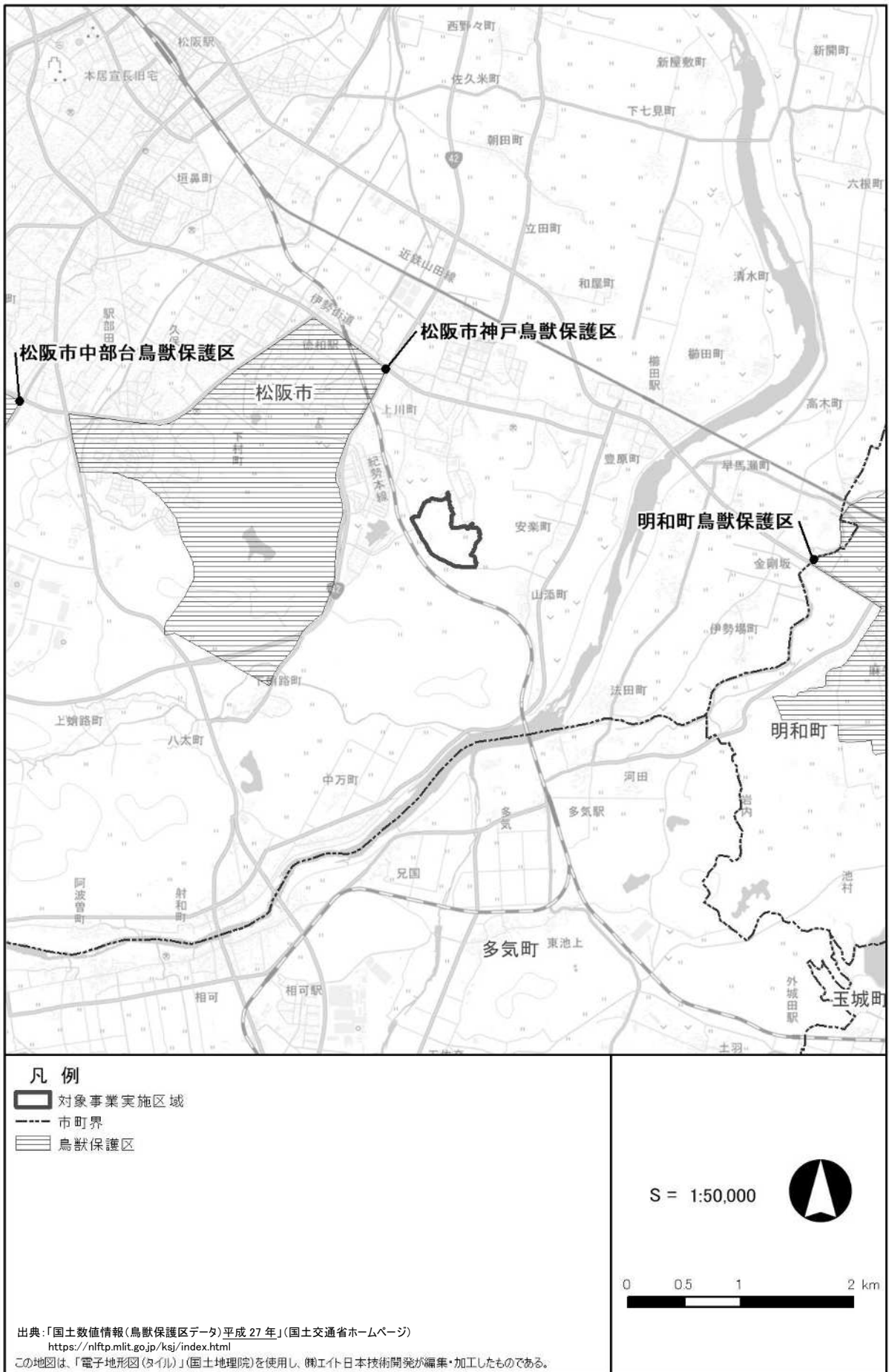


図 3-2.21 鳥獣保護区位置図

### (3) 土砂災害危険・警戒区域

対象事業実施区域及びその周辺における土砂災害危険箇所は図 3-2. 22、土砂災害警戒区域の指定状況は図 3-2. 23 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い土砂災害危険箇所は、対象事業実施区域から約 400m 西に位置する急傾斜地崩壊危険箇所である。対象事業実施区域に最も近い土砂災害警戒区域は、対象事業実施区域から約 3 km 南東に位置する土石流、土砂災害警戒区域（指定済）である。

### (4) 洪水浸水想定区域

対象事業実施区域及びその周辺における洪水浸水想定区域は図 3-2. 24(1) (2) に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では、東側の櫛田川沿いや北側の近畿日本鉄道山田線周辺が洪水浸水想定区域に指定されているが、対象事業実施区域は洪水浸水想定区域に該当しない。

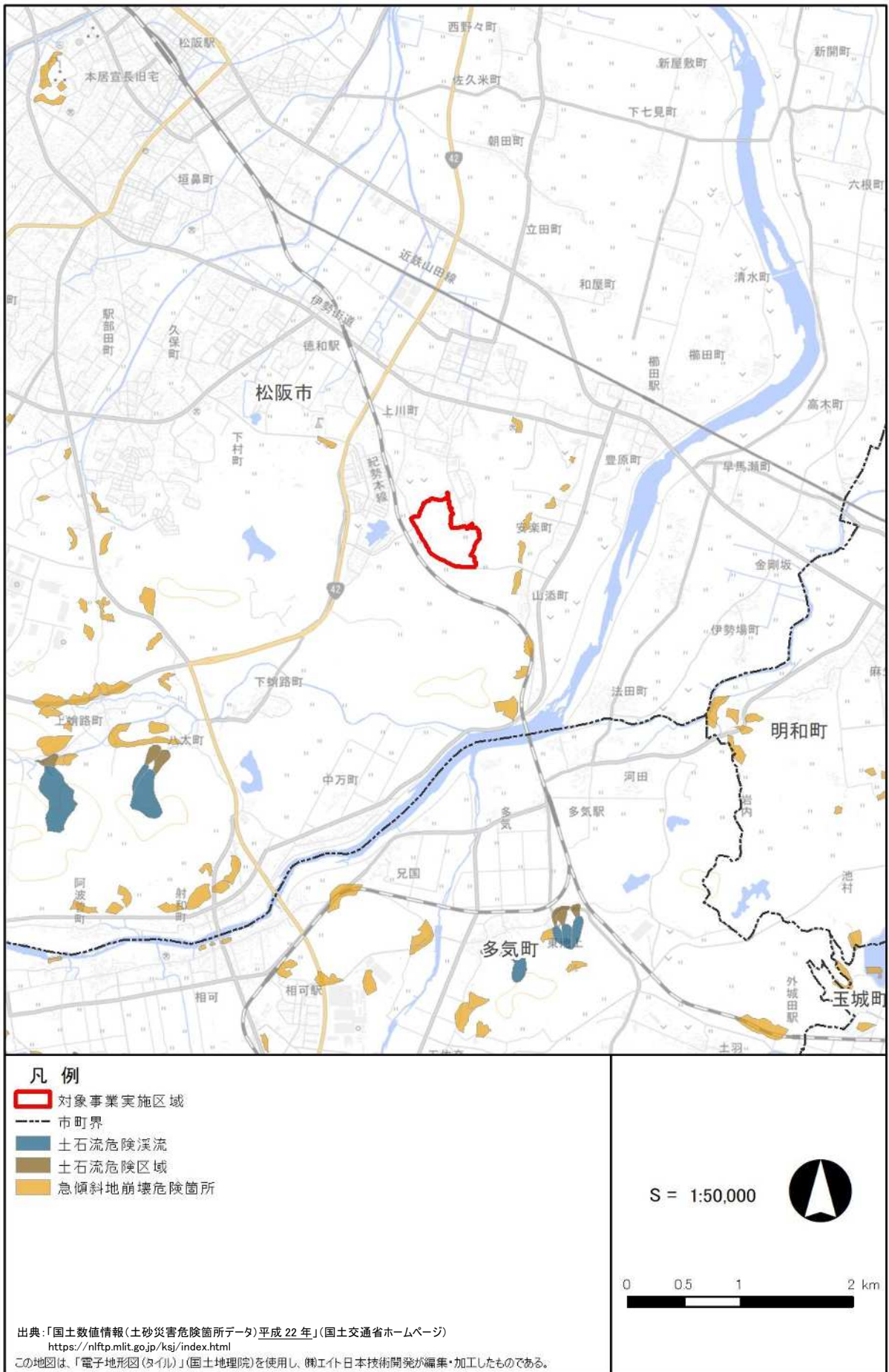


図 3-2.22 土石流危険箇所位置図



図 3-2.23 土砂災害警戒区域位置図



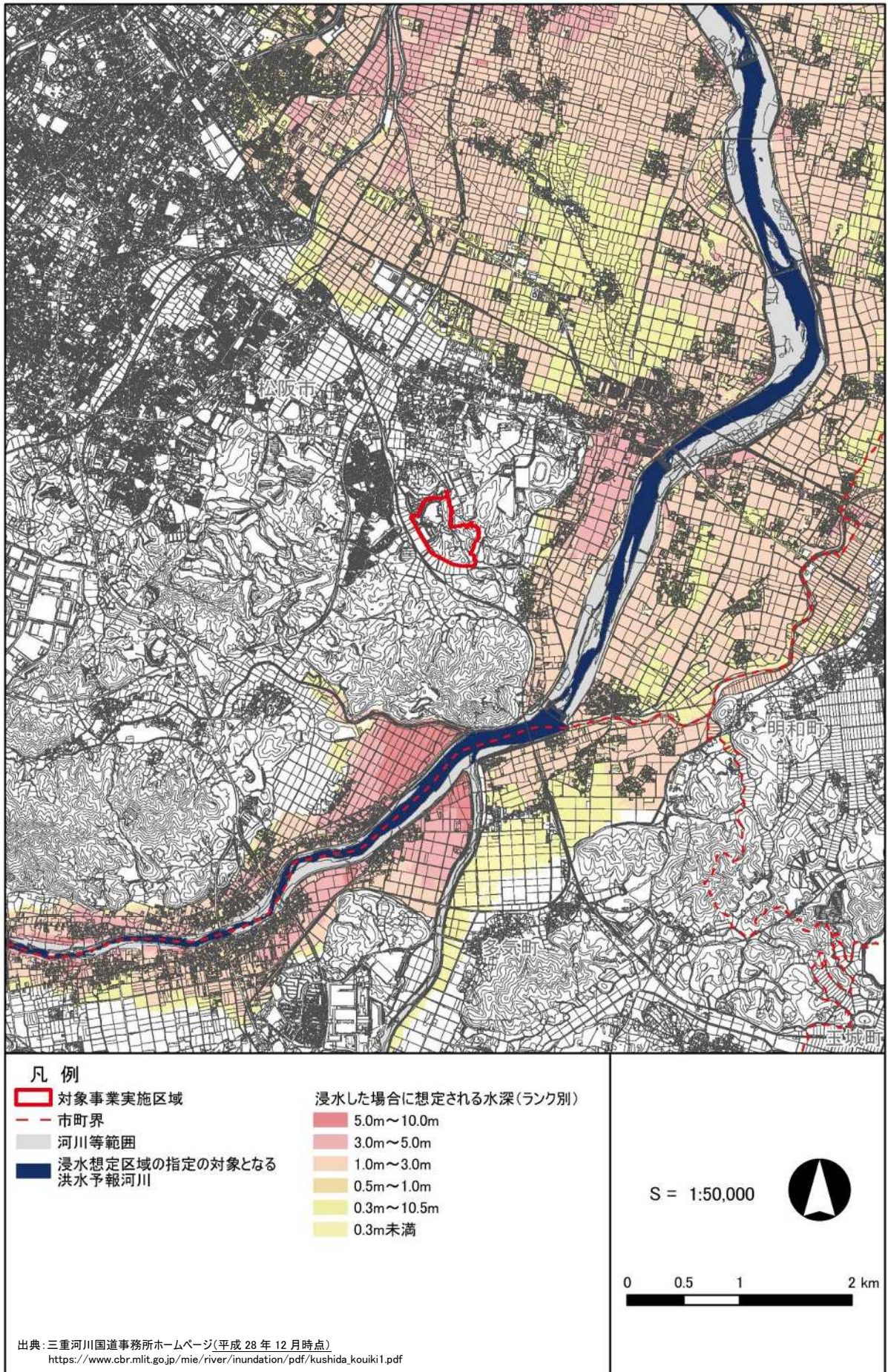
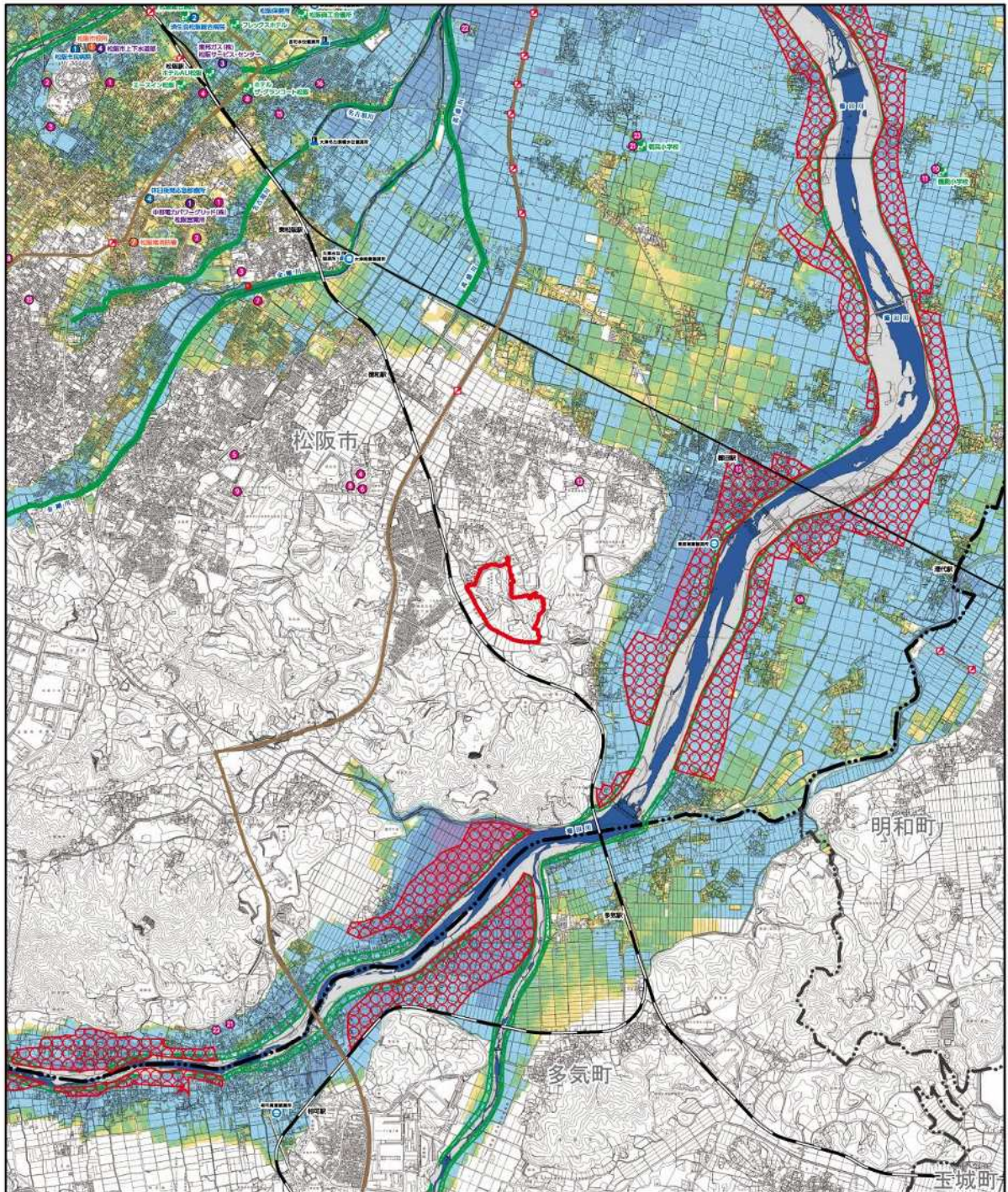
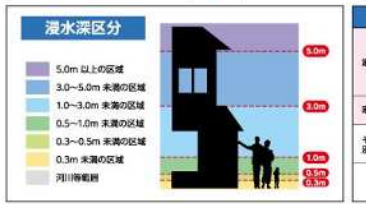


図 3-2. 24(1) 洪水浸水想定区域 (想定最大規模) 位置図

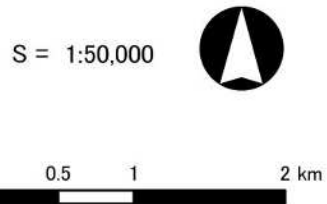


凡 例	
①	避 避 先
②	津波一時避難ビル
③	医 療 施 設
④	防 災 機 関
⑤	ライフライン
⑥	鉄 道
⑦	国 道
⑧	市 界
⑨	水 位 観 測 所
⑩	雨 量 観 測 所
⑪	アンダーパス(地下道)

対象事業実施区域



洪水浸水深凡例	避難行動
冠層浸水	・朝夕決壊時に伴う冠層浸水で未達家屋が潰壊するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。
河床浸食	・河床浸食で家屋が倒壊するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。
家屋が水没するおそれのある区域	・床上に水が浸水するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。
その他の浸水想定区域	・床上・床下浸水が想定されることから、立退き避難が望ましいが、状況に応じて、自らの判断により早期の立退き避難を要する。
浸水想定区域外	・このハザードマップでは浸水想定区域であるが、他のハザードマップで浸水が示されている可能性のあることにご注意。



出典: 松阪市資料(令和2年12月時点)

図 3-2. 24(2) 洪水浸水想定区域位置図 (松阪市洪水ハザードマップ)

### 3-2-5 その他の事項（行政計画・方針等）

#### 1. 三重県環境基本計画（令和2年3月）

「三重県環境基本計画」は、「三重県環境基本条例」に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、環境保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めている。また、「三重県環境基本計画」は三重県の環境保全に関する個別計画及び様々な分野における県の計画における基本的な方向を示している。

#### 2. 三重県の環境保全に関する主な個別計画

##### (1) 三重県地球温暖化対策実行計画（平成24年3月）

「三重県地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策推進に関する法律第20条の3において定められている地方公共団体実行計画として位置づけられている。

##### (2) 三重県廃棄物処理計画（平成28年3月）

「三重県廃棄物処理計画」は、廃棄物処理法第5条の5の規定により、国の基本方針や社会情勢をふまえ、県内の廃棄物の現状や課題に対応した廃棄物の減量や処理に関して策定されている。

##### (3) みえ生物多様性推進プラン（第3期：令和2年3月）

「みえ生物多様性推進プラン」は、生物多様性基本法に基づき、総合的、長期的な視点のもとに生物多様性の保全に関する取組を推進するための計画である。

##### (4) 三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（平成25年3月）

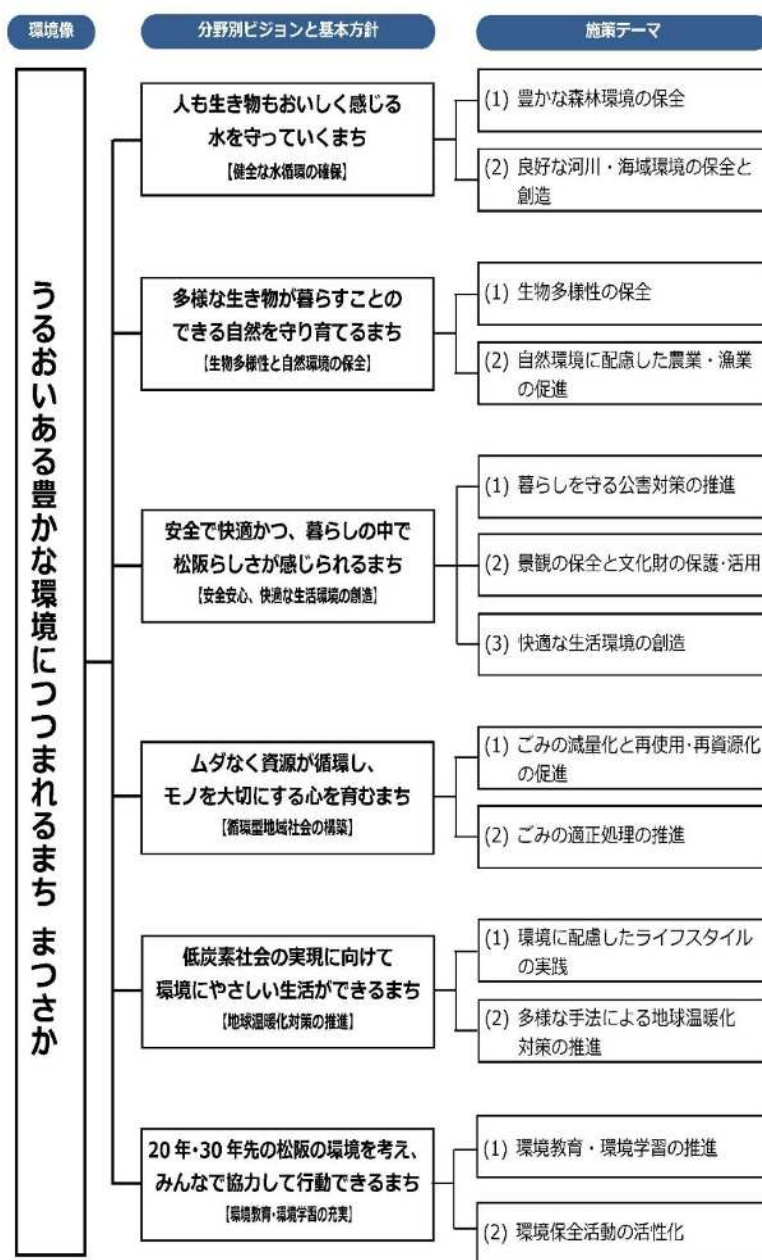
「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）」第7条及び第8条に基づき、対策地域内で大気質汚染対策等を計画している。

なお、本市は対策地域に指定されていない。

### 3. 松阪市環境基本計画（第二次、平成 30 年 2 月）

「松阪市環境基本計画」は、「松阪市環境基本条例」に基づき、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容、環境への配慮の指針を定め、市の環境施策のめざしていく方向と基本的な目標を示し、市民・市民団体・事業者・行政が協働して取組を進めるための指針である。市が策定する個別計画で環境に関する事項はこの計画を基本とする。また、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策・事業や環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画との整合が必要である。

「第二次松阪市環境基本計画」の期間は平成 30 年度～令和 9 年度であり、本市全域を対象としている。図 3-2.25 に、本計画でめざす内容を示す。



出典：「第二次松阪市環境基本計画 2018－2027」2018 年 2 月（松阪市）

図 3-2.25 第二次松阪市環境基本計画の概要

#### 4. 本市の環境保全等に関する主な個別計画

##### (1) 松阪市一般廃棄物処理計画

一般廃棄物処理計画は、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にする「一般廃棄物処理基本計画」と、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定する「一般廃棄物処理実施計画」から構成されている。「一般廃棄物処理基本計画」は「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」、「一般廃棄物処理実施計画」は「ごみ処理実施計画」と「生活排水処理実施計画」から構成されている。

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成 29 年 5 月）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、本市が定める法定計画である。本市では「質にも注目した循環型社会の形成」を目指している。

##### (2) 松阪市景観計画（平成 20 年 10 月）

松阪市景観計画は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めるものであり、松阪市景観マスタープランの内容に即して策定されている。

本計画における景観計画区域の区分では、対象事業実施区域は丘陵地区に位置している。丘陵地区では松阪南部丘陵、丹生寺丘陵を中心としたなだらかな丘陵地により構成されており、良好な景観の形成に関する方針として、開発・整備された大規模な住宅団地や工業団地、公園などと丘陵地の緑とが調和した、豊かな景観の保全・創出を図る方針が立てられている。

##### (3) 松阪市地球温暖化対策率先実行計画（第 4 期計画：平成 29 年 3 月）

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定に基づき、本市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を削減するとともに、市民・事業者の行う地球温暖化防止に向けての自主的な取組みを促進することを目的に、松阪市地球温暖化対策率先実行計画（エコフィスアクションプログラムまつさか）第 4 期計画を策定している。

計画の期間は、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間とし、計画の目標は、本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量を、令和 3 年度において平成 27 年度比で 10.5%削減することを目標としている。